附属書二 品目別規則

334

産に使用されたすべての非原産材料について、統一システムの関税分類の変更であって六桁番号の水準
におけるもの(すなわち、号の変更)が行われたことをいう。
(e) 「WO」とは、第二十五条の規定に従い、締約国において完全に得られ、又は生産されることをい
う <sub>。</sub>
2 この附属書における記載は、二千七年一月一日に改正された統一システムに従ったものである。
3 第二十八条1(b)の規定の適用上、次の規定を適用する。
(a) 統一システムの第〇九〇一・二一号、第〇九〇一・二二号、第一八〇三・一〇号、第一八〇三・二〇
号及び第一八〇五・〇〇号の各号に分類される産品については、当該産品の生産に使用された非原産材
料(必要なCTCが行われていないものに限る。)の総額が、当該産品のFOBの十パーセント以下の
場合
(b) 統一システムの第二一〇三・九〇号に分類される産品については、当該産品の生産に使用された非原
産材料(必要なCTCが行われていないものに限る。)の総額が、当該産品のFOBの七パーセント以
下の場合

 第二部	第五類	第 四 類	第 三 類	第 二 類	第一	第一	
	類	類	類	類	類	部 動	
1物 性						動物(	関
植物性生産品						生きて	税
						いる	率 表
 ハ 類 か						ものに	番
(第六類から第一四類まで)						限る。	号
一 四 類						) 及	
 (まで)						び動物	
	動物性生産品(他の類に該当するものを除く。)	い食用の動物性生産品酪農品、鳥卵、天然はちみつ及び他の類に該当しな	動物 魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎	肉及び食用のくず肉	動物(生きているものに限る。)	(生きているものに限る。)及び動物性生産品(第一類から第五類まで)	品名
	C C	C C	C C	を除く。) CC(第一類からの変更	C C		品目別規則

						第八類	第七類	第六類
					〇 八 ・ 〇 一			
		〇 八〇 一・ 一 九	○ 八○ 一・ 一 一					
	ブラジルナット	その他のもの	乾燥したもの	ココやしの実	又は皮を除いてあるかないかを問わない。)(生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、殻ココやしの実、ブラジルナット及びカシューナット	ロンの皮 食用の果実及びナット、かんきつ類の果皮並びにメ	食用の野菜、根及び塊茎	これらに類する物品並びに切花及び装飾用の葉生きている樹木その他の植物及びりん茎、根その他
_		C C	C C				C C	C C

〇 八 ・ 〇 四	O 人・ O 三	0 八 〇 二					
			○八○一 · 三二	○八○一・三一		○八○一・二二 二	○ < ○ 1 · ·
もの及び乾燥したものに限る。) ドー、グアバ、マンゴー及びマンゴスチン(生鮮のなつめやしの実、いちじく、パイナップル、アボカ	及び乾燥したものに限る。)	ない。) るものとし、殻又は皮を除いてあるかないかを問わその他のナット(生鮮のもの及び乾燥したものに限	殻を除いたもの	殻付きのもの	カシューナット	殻を除いたもの	殻付きのもの
C C	C C	C C	C T S H	C C		C C	C C

	〇 八 一 〇	〇 八 ・ 〇 九	〇 八 ・ 八	0 八・ 0 七	〇 八 ・ 〇 六	〇 八 ・ 0 五
い。)	その他の果実(4	プラム及びスロー	りんご、なし及びマルメロ	のに限る。)	ぶどう(生鮮の*	ゆんきつ類の果実
い。) 砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わな気又は水煮による調理をしたものに限るものとし、 冷凍果実及び冷凍ナット(調理してないもの及び蒸	(生鮮のものに限る。)	プラム及びスロー(生鮮のものに限る。)あんず、さくらんぼ、桃(ネクタリンを含む。)、	ひマルメロ(生鮮のものに限る。)	のに限る。)	ぶどう(生鮮のもの及び乾燥したものに限る。)	美(生鮮のもの及び乾燥したものに
C C	C C	C C	C C	C C	C C	C C

〇 九 ・ 〇 一	第 九 類	〇 八 •	〇 八 · 三	
			- - -	
		○八一 凹・○○		
いてあるかないかを問わない。)、コーヒー豆の殻コーヒー(いってあるかないか又はカフェインを除	コーヒー、茶、マテ及び香辛料	する処理をしたものに限る。)酸水その他の保存用の溶液により一時的な保存に適皮(生鮮のもの及び冷凍し、乾燥し又は塩水、亜硫かんきつ類の果皮及びメロン(すいかを含む。)の	を混合したもののものを除く。)及びこの類のナット又は乾燥果実乾燥果実(第○八・○一項から第○八・○六項まで	る。) で、そのままの状態では食用に適しないものに限保存用の溶液により保存に適する処理をしたもの(例えば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の一時的な保存に適する処理をした果実及びナット
C C		C C	C C	C C

ダ     う、     ご       ダ     う、     ご       I、     属破     の砕	〇九・〇九	○九・○八 肉ずく、肉ずく花及びカルダモン類	○九・○七 ○九○七・○○ 丁子(果実、花及び花梗に限る。)	〇九・〇六けい皮及びシンナモンツリーの花	〇九・〇五 〇九〇五・〇〇 バニラ豆	○九・○四 ペッパー し又は粉砕したものに限る。)及びこした ○九・○四	〇九・〇三 〇九〇三・〇〇 マテ	〇九・〇二茶(香味を付けてあるかないかを問わない。	(コーヒーの含有量のいかんを問わない。)
	oよう、コリアンダー、 CC	モン類 C C	ත ි C C	の 花 C C	C C	いこしょう	C C	かを問わない。)    CC	を問わない。)

第 ─○ 類							〇 九 ・ 一〇	
	○ 九 一 〇 ・ 九 九	〇九一〇・九一		〇九一〇・三〇	0九一〇・二〇	0九一〇・一〇	0	
穀物	その他のもの	この類の注1(bの混合物	その他の香辛料	うこん	サフラン	しようが	葉、カレーその他の香辛料しょうが、サフラン、うこん、タイム、月けい樹の	クミン又はカラウエイの種及びジュニパーベリー
C C	C C (カレーを除く。) る。) 3 、)	C C		C C	C C	C C		

						第 一 五 類
· O六	· ○五	•○鬥	• O11	• O1	• O	
					1 1 0 1 • 00	
乾燥した豆(第〇七・一三項のものに限る。)、サ	ト ト	レーク状にし又はひいたものに限る。) 及び穀物の胚芽(全形のもの及びロールにかけ、フ 又は粗くひいたもの。第一〇・〇六項の米を除く。) スは粗くひいたもの。第一〇・〇六項の米を除く。) その他の加工穀物(例えば、殻を除き、ロールにか	ひき割り穀物、穀物のミール及びペレット	穀粉(小麦粉及びメスリン粉を除く。)	小麦粉及びメスリン粉	グルテン
	を除く。)	C C	C C	C C	C C	

C C	採油用の種及び果実、各種の種及び果実、工業用又			第一二類
$\sim$	小麦グルテン(乾燥してあるかないかを問わない。	一 一 〇 九 ・ 〇〇	一 - - 九	
	でん粉及びイヌリン		一  · 〇 八	
	麦芽(いってあるかないかを問わない。)		11・0七	
を 除 く。 )	第八類の物品のもの	0米・三〇		
四 項 の	ものに限る。)のものサゴやし又は根若しくは塊茎(第〇七・一四	1 1 0 * • 1 0		
し の	もの 乾燥した豆(第○七・一三項のものに限る。)の	1 1 0 K • 1 0		
の も 粉 の	及びミール に限る。)の粉及びミール並びに第八類の物品の粉ゴやし又は根若しくは塊茎(第〇七・一四項のもの			

C C	ラードステアリン、ラード油、オレオステアリン、	一五〇三・〇〇	一 五 ・ 〇 三	
C C	く。) 牛、羊又はやぎの脂肪(第一五・〇三項のものを除	一 五〇二 · 〇〇		
C C	九項又は第一五・〇三項のものを除く。) 豚脂(ラードを含む。)及び家きん脂(第〇二・〇	一 五 〇 一 • O O	一 五 ・ 〇 一	
	食用脂並びに動物性又は植物性のろう動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製			第一五類
一五類)	産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう(第一五類)	動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、	又は植物性の油	第三部 動物性
C C	産品 植物性の組物材料及び他の類に該当しない植物性生			第一四類
C C	エキス			第一三類
	は医薬用の植物並びにわら及び飼料用植物			

C C	粗油(ガム質を除いてあるかないかを問わない。)	一五〇七・一〇		
	わない。) わない。)		一 五 ・ 〇 七	
C C	かないかを問わない。) 加工をしてないものに限るものとし、精製してあるその他の動物性油脂及びその分別物(化学的な変性	一五〇六・〇〇	一五・〇六	
C C	リンを含む。)	一五〇五・〇〇	一 五 ・ の 五	
C C	てあるかないかを問わない。) な変性加工をしてないものに限るものとし、精製し魚又は海棲哺乳動物の油脂及びその分別物(化学的		一 五 ・ 〇四	
	してないものに限る。)			

一 五 一 一	一 五 ・ 一 〇			一五・〇九	一 五 ・ 〇 八	
	一 五 一 〇 ・ 〇〇	一五〇九・九〇	一五〇九・一〇			一五〇七・九〇
パーム油及びその分別物(化学的な変性加工をして	ものとし、精製してあるかないかを問わない。)のを含み、化学的な変性加工をしてないものに限る(第一五・〇九項の油及びその分別物を混合したもオリーブのみから得たその他の油及びその分別物	その他のもの	バージン油	を問わない。) てないものに限るものとし、精製してあるかないか オリーブ油及びその分別物(化学的な変性加工をし	問わない。) おれ生油及びその分別物(化学的な変性加工をして	その他のもの
	C C	C T S H	C C		C C	C T S H

		一 五 · 三	一 五 · 二			
一 五 三 ・				一五一一・九〇	一五 一 一 一 一 〇	
粗油	やし(コプラ)油及びその分別物	問わない。)問わない。)油、パーム核油及びババス油並びに	い。) い。)	その他のもの	粗油	おいものに限るものとし、精製してあるかないかを
C C			C C	C T S H	C C	

	一 五 一 五	一 五 一 四				
			一五一三・二九	一		一 五 一 三 ・ 一 九
亜麻仁油及びその分別物	い。) い。) その分別物を含み、化学的な変性加工をしてないもその分別物を含み、化学的な変性加工をしてないもその仕の植物性油脂及びその分別物(ホホバ油及び	し、精製してあるかないかを問わない。)な変性加工をしてない油及び分別物に限るものと菜種油及びからし油並びにこれらの分別物(化学的	その他のもの	粗油	パーム核油及びババス油並びにこれらの分別物	その他のもの
		C C	C T S H	C C		C T S H

一 五 • 六								
	一五一五・九〇	一五一五・五〇	・ 三〇	一五一五・二九			一五一五・一九	
動物性又は植物性の油脂及びその分別物(完全に又	その他のもの	ごま油及びその分別物	ひまし油及びその分別物	その他のもの	粗油	とうもろこし油及びその分別物	その他のもの	粗油
C T H	物を除く。) C C (桐油及びその分別 物を除く。)	C C	C T S H	C C	C C		C C	C C

一 五 · 二 〇	— 五 一 八	一 五 一 七	
一 垣二〇・〇〇			
グリセリン(粗のものに限る。)、グリセリン水及	他の項に該当するものを除く。) 他の項に該当するものを除く。) 他の項に該当するものを除く。) 他の項に該当するものをし、第一五・一六項のも たせがえの下での加熱重合その他の化学的な変性加 たせがえの下での加熱重合その他の化学的な変性加 したものに限るものとし、第一五・一六項のも したものに限るものとし、第一五・一六項のも したしたものに限るものとし、第一五・一六項のも したしたしたしの類の異なる油脂の分別物(ボイル油	六項の食用の油脂及びその分別物を除く。)び調製品(食用のものに限るものとし、第一五・一性油脂又はこの類の異なる油脂の分別物の混合物及マーガリン並びにこの類の動物性油脂若しくは植物	したものを除く。)したものを除く。)
C T H	C T H	C T H	

		第 一 六 類	第四部調製食料品、			
六・ 〇二	六 ・ 〇 一		飲 料、		五 · · ·	
	六〇  ・〇〇		アルコール、食酢、	兎! !!!・00		
くず肉及び血その他の調製をし又は保存に適する処理をした肉、	をもととした調製食料品 ソーセージその他これに類する物品(肉、くず肉又 CC(第一類又は第二	無脊椎動物の調製品 せきのい もの、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲	たばこ及び製造たばこ代用品(第一六類から第二四類まで)	のろうの処理の際に生ずる残留物デグラス及び脂肪性物質又は動物性若しくは植物性 CTH	か又は着色してあるかないかを問わない。)その他の昆虫ろう及び鯨ろう(精製してあるかない相物性ろう(トリグリセリドを除く。)、みつろう CTH	びグリセリン廃液

一六〇二・四一 一		一六〇二・三九	木〇二・三二	木〇二・三二		1 *011 • 110	1 ┼011・1 0
もも肉及びこれを分割したもの	豚のもの	その他のもの	鶏(ガルルス・ドメスティクス)のもの	七面鳥のもの	第〇一・〇五項の家きんのもの	動物の肝臓のもの	均質調製品
からの変更を除く。)		C C	C C	からの変更を除く。)		からの変更を除く。)	からの変更を除く。)

	一六・〇四	一六・〇三				
		六〇三・〇〇	一六〇二・九〇	一六〇二・五〇	一六〇二・四九	一六〇二・四二
魚(全形のもの及び断片状のものに限るものと	用物る。)、キャビア及び魚卵から調製したキャビア代魚(調製し又は保存に適する処理をしたものに限	無脊椎動物のエキス及びジュース すきのないの水 すきのない ないの ない	その他のもの(動物の血の調製品を含む。)	牛のもの	その他のもの(混合物を含む。)	肩肉及びこれを分割したもの
		C C	C C	からの変更を除く。) CC(第一類又は第二類	からの変更を除く。) CC(第一類又は第二類	からの変更を除く。)

を除く。)	かたくちいわし	一六〇四・一六	
を除く。)	たら	一六〇四・一五	
を除く。)	おないでは、サルダ属のもの)及びかつ	一六〇旦・一旦	
を除く。)	いわし	一六〇回・一三	
を除く。)	にしん	一六〇四・一二	
を除く。)	さけ	一六〇回・一一	
	し、細かく切り刻んだものを除く。)		

				一六・〇五			
一六〇五・四〇	一六〇五・三〇	一六〇五・二〇	- 六〇五・一〇		一大〇回・三〇	六〇回・二〇	一六〇四・一九
その他の甲殻類	ロブスター	シュリンプ及びプローン	かに	製し又は保存に適する処理をしたものに限る。)甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物(調	キャビア及びその代用物	その他の調製をし又は保存に適する処理をした魚	その他のもの
C C	を除く。)	C C	を除く。)		C C	を除く。)	を除く。)

				第一七類	
		- 七・O1	- 七・O -		
·   ·					一六〇五・九〇
態において全重量の九九%以上のもの無水乳糖として計算した乳糖の含有量が乾燥状	乳糖及び乳糖水	てあるかないかを問わない。)及びカラメルであるかないかを問わない。)及びカラメルる。)、糖水(香味料又は着色料を加えてないものう糖及び果糖を含むものとし、固体のものに限その他の糖類(化学的に純粋な乳糖、麦芽糖、ぶど	体のものに限る。) 甘しゃ糖、てん菜糖及び化学的に純粋なしょ糖(固	糖類及び砂糖菓子	その他のもの
を 除 く。 ) を 除 く。 )			更を除く。)		と C ( 第三類 からの変更

_						
	一七〇二・六〇	<u>  七〇二・五〇</u>	ー七〇二・四〇	+01 ・三0	七011・110	一七〇二・一九
	のとし、転化糖を除く。) 態において全重量の五〇%を超えるものに限るもその他の果糖及び果糖水(果糖の含有量が乾燥状	果糖(化学的に純粋なものに限る。)	に限るものとし、転化糖を除く。) 態において全重量の二〇%以上五〇%未満のものぶどう糖及びぶどう糖水(果糖の含有量が乾燥状	○%未満のものに限る。) 及び果糖の含有量が乾燥状態において全重量の二 ぶどう糖及びぶどう糖水(果糖を含有しないもの	かえで糖及びかえで糖水	その他のもの
	二類からの変更を除く。) CC(第一一類又は第一	二類からの変更を除く。) CC(第一一類又は第一	C C	C C	C C	を除く。)

C C	限るものとし、也の頁こ该当するものを余く。) 及したココアの含有量が全重量の四〇%未満のものにしたココアの含有量が全重量の四〇%未満のものにあっては完全に脱脂したココアとして計算るものにあっては完全に脱脂したココアを含有するものにあっては完全に脱脂したココアを含有す。		一 九 ・ 〇 一	
	リー製品 穀物、穀粉、でん粉又はミルクの調製品及びベーカ			第 一 九 類
C C	ココア及びその調製品			第一八類
C C	ココアを含有しないものに限る。)砂糖菓子(ホワイトチョコレートを含むものとし、		ー七・〇四	
更を除く。)	る。) 糖みつ(砂糖の抽出又は精製の際に生ずるものに限		ーキ・〇三	
C C	○%含有するものを含む。)水の混合物で果糖を乾燥状態において全重量の五その他のもの(転化糖並びにその他の糖類及び糖	一七〇二・九〇		

 九 ・ 四	- 九 ・ 〇三	一 九 〇 二	
	一 九 〇三・〇〇		
フレーク状の穀物(とうもろこしを除く。)及びそ食料品(例えば、コーンフレーク)並びに粒状又は穀物又は穀物産品を膨張させて又はいって得た調製	これらに類する形状のものに限る。) (フレーク状、粒状、真珠形、ふるいかす状その他 再タピオカ及びでん粉から製造したタピオカ代用物	問わない。)問わない。) 問わない。) のびクースクース(調製してあるかないかを にすッキ、ラビオリ、カネローニその他のパスタ スパゲッティ、マカロニ、ヌードル、ラザーニヤ、	び第○四・○一項から第○四・○四項までの物品の
C C	更を除く。)	C C	

			第二〇類			
- 10 · 011	- 10 · 011	110 • 01				
				一九〇五・九〇	一九〇五・四〇	一九〇五・三二
理をしたものを除く。)フ(食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたきのこ及びトリ調製し又は保存に適する処理をしたきのこ及びトリ	のを除く。) のを除く。)	した野菜、果実、ナットその他植物の食用の部分食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理を	野菜、果実、ナットその他植物の部分の調製品	その他のもの	た物品 ラスク、トーストパンその他これらに類する焼い	ワッフル及びウエハー
を除く。)	を除く。) CC(第七類からの変更	からの変更を除く。) CC(第七類又は第八類		更を除く。)	<b>EC(第一一類からの変</b>	C C

-10 · 04	-10 · 0六	二〇・〇五 〇	
	1100六・00		
い。) い。)	及びクリスタライズしたものに限る。)他植物の部分(ドレインしたもの、グラッセのもの砂糖により調製した野菜、果実、ナット、果皮その	第二〇・〇六項の物品を除く。)(冷凍してないものに限るものとし、食酢又は酢酸調製し又は保存に適する処理をしたもの及び調製し又は保存に適する処理をしたその他の野菜	○・○六項の物品を除く。) (冷凍したものに限るものとし、食酢又は酢酸によ調製し又は保存に適する処理をしたその及び第二調製し又は保存に適する処理をしたその他の野菜
	からの変更を除く。)	CC (第七類からの変更	CC (第七類からの変更

	してあるかないかを問わない。)ナット、落花生その他の種(これらを相互に混合			
	く。) く。) く。)		二〇 · O八	
からの変更を除く。)	その他のもの	二〇〇七・九九		
を除く。)	かんきつ類の果実	二〇〇七・九一		
	その他のもの			
を除く。)	均質調製果実	1001・10		

二〇〇八・六〇	二〇〇八・五〇	二00八・回0	1100八・三〇	1100× • 110	二 〇 〇 八 ・ 一 九	二 〇 〇 八 ・ 一
さくらんぼ	あんず	なし	かんきつ類の果実	パイナップル	その他のもの(混合したものを含む。)	落花生
CC(第八類からの変更	を除く。) てて(第八類からの変更	を除く。)	を除く。)	を除く。)	を除く。) てて(第八類からの変更	更を除く。)

からの変更を除く。) CC(第七類又は第八類	その他のもの	二〇〇八・九九	
を除く。)	混合したもの	二〇〇八・九二	
<b>CC(第八類からの変更</b>	パームハート	二〇〇八・九一	
	号のものを除く。)を含む。)その他のもの(混合したもの(第二〇〇八・一九		
<b>CC(第八類からの変更</b>	ストロベリー	二00八・八0	
を除く。)	桃(ネクタリンを含む。)	二00八・七0	
を除く。)			

							110・0九
二〇〇九・二九	二〇〇九・二一		二〇〇九・一九	二00九・一二	二〇〇九・一一		
その他のもの	ブリックス値が二〇以下のもの	グレープフルーツ(ポメロを含む。) ジュース	その他のもの	ものに限る。) 冷凍してないもの(ブリックス値が二〇以下の	冷凍したもの	オレンジジュース	ないかを問わない。) 限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかしておらず、かつ、アルコールを加えてないものに果実又は野菜のジュース(ぶどう搾汁を含み、発酵
C C	C C		C C	C C	C C		

	二〇〇九・五〇	二〇〇九・四九	二〇〇九・四一		二〇〇九・三九	二〇〇九・三一	
ぶどうジュース(ぶどう搾汁を含む。)	トマトジュース	その他のもの	ブリックス値が二〇以下のもの	パイナップルジュース	その他のもの	ブリックス値が二〇以下のもの	果実から得たものを除く。)
	を除く。)	を除く。)	を除く。)		C C	C C	

	縮物並びにこれらをもととした調製品、コーヒー、コーヒー、茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃		 
	各種の調製食料品		第二一類
からの変更を除く。)	混合ジュース	二〇〇九・九〇	
C C	又は野菜から得たものを除く。)その他の果実又は野菜のジュース(二以上の果実	二00九・八0	
C C	その他のもの	二〇〇九・七九	
C C	ブリックス値が二〇以下のもの	二〇〇九・七一	
	りんごジュース		
C C	その他のもの	二〇〇九・六九	
C C	ブリックス値が三〇以下のもの	二〇〇九・六一	

九類からの変更を除く。)	物限る。)並びにそのエキス、エッセンス及び濃縮チコリーその他のコーヒー代用物(いったものに	111 O I • 1110	
C C	もととした調製品 にこれらをもととした調製品並びに茶又はマテを 茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並び		
C C	製品及びコーヒーをもととした調製品エキス、エッセンス又は濃縮物をもととした調		
C C	エキス、エッセンス及び濃縮物	11101 • 1	
	とした調製品 これらをもととした調製品並びにコーヒーをもと コーヒーのエキス、エッセンス及び濃縮物並びに		
	そのエキス、エッセンス及び濃縮物他のコーヒー代用物(いったものに限る。)並びに茶又はマテをもととした調製品並びにチコリーその		

一 一 ・ 〇 匹					111 • 011	111 • 011
	二一〇三・九〇	1   0    •    0	1110111-110	1   011] •   0		
スープ、ブロス、スープ用又はブロス用の調製品及	その他のもの	タード	トマトケチャップその他のトマトソース		ドの粉及びミール並びに調製したマスタードソース、ソース用の調製品、混合調味料、マスター	びに調製したベーキングパウダーものとし、第三〇・〇二項のワクチンを除く。)並びその他の単細胞微生物(生きていないものに限る酵母(活性のものであるかないかを問わない。)及
C C	C C	C C	類からの変更を除く。) CC(第七類又は第二〇	C C		C C

1111 · O11	1111.01	第二二類	二一〇六・九〇	二一〇六・一〇	二一 · O六	二一・〇五 二二 〇五・〇〇	
甘味料又は香味料を加えたものに限る。)その他の水(鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の	除く。)、氷及び雪、(天然又は人造の鉱水及び炭酸水を含むものと水(天然又は人造の鉱水及び炭酸水を含むものと	飲料、アルコール及び食酢	その他のもの	物質	調製食料品(他の項に該当するものを除く。)	しないかを問わない。) アイスクリームその他の氷菓(ココアを含有するか	
	C C		LVC四十パーセント	C C		C C	

1111·OK 11110×·00	二 二 ・ の 五		1  1   • 0  1   1  1  0  1   • 00	ニニロニ・九〇	1111011 • 1 0	
○ その他の発酵酒(例えば、りんご酒、なし酒及び	けたものに限る。) 、 ルモットその他のぶどう酒(生鮮のぶどうから製	(第二〇・〇九項のものを除く。)どうから製造したものに限る。)及びぶどう搾汁ぶどう酒(強化ぶどう酒を含むものとし、生鮮のぶ	00 ビール	20 その他のもの	○ の甘味料又は香味料を加えたものに限る。) 水 (鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他	実又は野菜のジュースを除く。)
C C	C C	C C	C T H	LVC四十パーセント	C C	

				トー・しょ	
二二〇八・四〇	1110八・三〇	-===0八・===0			
ラムその他これに類する発酵したさとうきびの製	ウイスキー	蒸留酒 蒸留酒	キュールその他のアルコール飲料ル分が八〇%未満のものに限る。)及び蒸留酒、リエチルアルコール(変性させてないものでアルコー	コール(アルコール分のいかんを問わない。)ル分が八〇%以上のものに限る。)及び変性アルエチルアルコール(変性させてないものでアルコー	るものを除く。)料との混合物及び発酵酒の混合物(他の項に該当す
LVC四十パーセント又	LVC四十パーセント又は、	LVC四十パーセント又は、		C C	

二三〇八・九〇	<u>-==0</u> 人・七0	1110八・六〇	二三〇八・五〇	
その他のもの	リキュール及びコーディアル	ウオッカ	ジン及びジュネヴァ	品から得た蒸留酒
類からの変更を除く。)理用酒(みりん)に限る。) ヒVC四十パーセント及	L V C 四十パーセント又 C C	LVC四十パーセント又 CC	は、 C C C C C C C C C C C C C C C C C C C	C C

C T H	用に適しないものに限る。)並びに獣脂かす他の水棲無脊椎動物の粉、ミール及びペレット(食肉、くず肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその			
	飼料 飼料			第二三類
C C	食酢及び酢酸から得た食酢代用物	-三〇九・〇〇	二二・〇九	
(果汁をもととしたもので あって、アルコール分が一 る。) CTH(第二二・〇七項 からの変更を除く。)(合 ん)及び果汁をもととした ものであって、アルコール 分が一パーセント未満のものに限 のを除く。)				

1 [11]	1 [11]	1 [11]	1 [11]	1 [11]
	二三・ 〇五	二三・〇旦	1 [11] • O11]	1  11  • O1
	00・単0ml 1	1    OE • OO		
第二三・○四項又は第二三・○五項のものを除く。)はペレット状であるかないかを問わないものとし、その他の植物性の油かす(粉砕してあるかないか又	状であるかないかを問わない。) 落花生油かす(粉砕してあるかないか又はペレット	であるかないかを問わない。) 大豆油かす(粉砕してあるかないか又はペレット状	レット状であるかないかを問わない。)生ずるかす及び醸造又は蒸留の際に生ずるかす(ペす、ビートパルプ、バガスその他の砂糖製造の際にでん粉製造の際に生ずるかすその他これに類するか	とし、ペレット状であるかないかを問わない。)け、製粉その他の処理の際に生ずるものに限るものふすま、ぬかその他のかす(穀物又は豆のふるい分
C T H	C T H	C T H	C T H	C T H

					第二四類			
				一 三 一 一		二三・〇九	二三・〇八	1111-0七
	11回01・110	11回01・110	11回〇一・10				- 1三O犬・OO	100 · 40 111
葉巻たばこ、シェルート、シガリロ及び紙巻たばこ	くずたばこ	たばこ(全部又は一部の骨を除いたものに限る。)	たばこ(骨を除いてないものに限る。)	たばこ(製造たばこを除く。)及びくずたばこ	たばこ及び製造たばこ代用品	飼料用に供する種類の調製品	く。) いを問わないものとし、他の項に該当するものを除かを問わないものとし、他の項に該当するものを除のかす及び植物性副産物(ペレット状であるかない飼料用に供する種類の植物材料、植物のくず、植物	ぶどう酒かす及びアーゴル
C T H	C T S H	C C	C C			LVC四十パーセント	C T H	C T H

C C	く。) 硫黄(昇華硫黄、沈降硫黄及びコロイド硫黄を除	二五〇三・〇〇	二王・〇三	
C C	硫化鉄鉱(焼いてないものに限る。)	二月011・00	二.    垣・〇二	
C C	を問わない。)及び海水な同時に、大陸の人ので、「「「「「」」」であるかないか又は固結防止剤を含有するかしないかがかを問わない。)、純塩化ナトリウム(水溶液でなるかないか又は固結防止剤を含有するかしなな	二HO 1 • OO	二 元 ・ 〇 一	
	塩、硫黄、土石類、プラスター、石灰及びセメント			第二五類
	や)	鉱物性生産品(第二五類から第二七類まで)	生産品(第二五	第五部 鉱物性
C T H	たばこ並びにたばこのエキス及びエッセンスその他の製造たばこ及び製造たばこ代用品、シート		11回・OII	
	(たばこ又はたばこ代用物から成るものに限る。)			

二五・〇九	二 五 ・ 〇 八	二五・〇七	二五・〇六	二五・〇五	二五・〇四
二五〇九・〇〇		二五〇七・〇〇		Д.	
白亜	スアースで、「並びにムライト、シャモット及びダイナのとし、第六八・〇六項のエキスパンデッドクレーびシリマナイト(焼いてあるかないかを問わないもその他の粘土、アンダルーサイト、カイアナイト及	いかを問わない。)	状に単に切ってあるかないかを問わない。)により長方形(正方形を含む。)の塊状若しくは板あるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法石英(天然の砂を除く。)及びけい岩(粗削りして	し、第二六類の砂状の金属鉱を除く。) 天然の砂(着色してあるかないかを問わないものと	天然黒鉛
C C	C C	C C	C C	C C	C C

			二 五 一 七
	二五一七・三〇	二五一七・二〇	
第二五・一五項又は第二五・一六項の岩石の粒、	タールマカダム	混入してあるかないかを問わない。)から成るマカダム(第二五一七・一〇号の物品をスラグ、ドロスその他これらに類する工業廃棄物	小石、砂利及び砕石(コンクリート用、道路舗装用小石、砂利及び砕石(コンクリート用、道路舗装用ない。) 、シングル及びフリント(熱処理をしてあるかないかを問わない。) 並びにスラグ、ドロスその他これらに類する工業廃棄物から成るマカダム(小石、砂利、砕石、シングル又はフリント(熱処理をしてあるがないかを問わない。) して、「「」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」
	C C	C C	

	天然石膏及び天然無水石膏並びに天然石膏を焼いた		二 玉 ・ 二〇	
C C	<b>の他の酸化マグネシウム(純粋であるかないかを問物を少量加えてあるかないかを問わない。)及びそ物を少量加えてあるかないかを問わない。)及びそ転マグネシア、焼結マグネシア(焼結前に他の酸化天然の炭酸マグネシウム(マグネサイト)並びに溶</b>		二 五 · 九	
C C	ない。)及びドロマイトラミングミックスとその他の方法により長方形(正方形を含む。)のドロマイト(粗削りしたもの及びのこぎりでひくこ		二 五 · 八	
C C	その他のもの	二五一七・四九		
C C	大理石のもの	二五一七・四一		
	い。)			

			二五・二五	二五・二四	二 五 一			
二五二五・三〇	二五二五・二〇	二五二五 · 一〇	五.	四	卅    •00	二月二〇・二〇	二月二〇・一〇	
くず	粉	粗のもの及びシート状又は片状にしたもの	雲母(はく離雲母を含む。) 及びそのくず	石綿	製造に使用する種類のものに限る。) 石灰石その他の石灰質の岩石(石灰又はセメントの	プラスター	天然石膏及び天然無水石膏	を加えてあるかないかを問わない。)してあるかないか又は少量の促進剤若しくは遅緩剤もの又は硫酸カルシウムから成るプラスター(着色
W O	C C	C C		C C	C C	C T S H	C C	

	第二六類				
<u>  </u> *・0		二五・三〇	二 五 · 二 九	二 五 · 二 八	二 五 ・ 二 六
鉄鉱(精鉱及び焼いた硫化鉄鉱を含む。)	鉱石、スラグ及び灰	鉱物(他の項に該当するものを除く。)	ト及びほたる石	が乾燥状態において全重量の八五%以下のもの除く。)並びに天然ほう酸でオルトほう酸の含有量問わないものとし、天然かん水から分離したものを天然ほう酸塩及びその精鉱(焼いてあるかないかを	びタルクでなるかないかを問わない。)及た板状に単に切ってあるかないかを問わない。)及方法により長方形(正方形を含む。)の塊状若しくしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他のステアタイト(天然のものに限るものとし、粗削り
C C		C C	C C	C C	C C

二六・一〇	二六・〇九	二六・〇八	ニオ・つち	二六・〇六	二六・〇五	二六・〇四	二六・〇三	11:(・0:1
1111 10.00	二六〇九・〇〇	二六〇八・〇〇	二六〇七・〇〇	二六〇六・〇〇	二六〇五・〇〇	二六〇四・〇〇	二六〇三・〇〇	114011.00
クロム鉱(精鉱を含む。)	すず鉱(精鉱を含む。)	亜鉛鉱(精鉱を含む。)	鉛鉱(精鉱を含む。)	アルミニウム鉱(精鉱を含む。)	コバルト鉱(精鉱を含む。)	ニッケル鉱(精鉱を含む。)	銅鉱(精鉱を含む。)	態において全重量の二○%以上のものに限る。)(精鉱を含むものとし、マンガンの含有量が乾燥状マンガン鉱(精鉱を含む。)及び含鉄マンガン鉱
C C	СС	C C	CC	C C	C C	C C	CC	C C

二六・一九	二六・一八	:	ニオ・ニオ	二六・一五	六・  巴	1   옷 •   11]	11: (* * * * * * * * * * * * * * * * * * *	11:(・1 1
二六一九・〇〇	二六一八・〇〇				二六一回・00			11:1 1 • 00
スラグ、ドロス(粒状スラグを除く。)、スケール	ものに限る。) 粒状スラグ(スラグサンド。鉄鋼製造の際に生ずる	その他の鉱(精鉱を含む。)	貴金属鉱(精鉱を含む。)	ウム鉱(精鉱を含む。)	チタン鉱(精鉱を含む。)	モリブデン鉱(精鉱を含む。)	ウラン鉱及びトリウム鉱(精鉱を含む。)	タングステン鉱(精鉱を含む。)
W O	W O	C C	C C	C C	C C	C C	C C	C C

二 七			第二七類	二六	二六	
	-1±.01			二 六 ・ 二 一	二六・二〇	
114·011 11011·00						
泥炭(ピートリッターを含むものとし、凝結させて	し、黒玉を除く。) 亜炭(凝結させてあるかないかを問わないものと	で石炭から製造したもの石炭及び練炭、豆炭その他これらに類する固形燃料	物質並びに鉱物性ろう鉱物性燃料及び鉱物油並びにこれらの蒸留物、歴青	び残留物む。)並びに都市廃棄物の焼却によって生じた灰及その他のスラグ及び灰(海草の灰(ケルプ)を含	に生ずるものを除く。) 合物を含有するものに限るものとし、鉄鋼製造の際スラグ、灰及び残留物(砒素、金属又はこれらの化	その他のくず(鉄鋼製造の際に生ずるものに限る。)
C C	C C	C C		W O	W O	

	二七・〇九	ニセ・〇六	二七・〇五	ニセ・〇四	
0	九二七〇九・〇〇	六 二七〇六・〇〇	)五 二七〇五・〇〇	)四 二七〇四・〇〇	
もので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成(石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇%以上の石油及び歴青油(原油を除く。)、これらの調製品	石油及び歴青油(原油に限る。)	あるかないかを問わない。) てあるかないか又は蒸留により成分の一部を除いて 鉱物性タール(再生タールを含むものとし、脱水し る炭、亜炭又は泥炭を乾留して得たタールその他の	く。) く。)	ないかを問わない。)並びにレトルトカーボンら製造したものに限るものとし、凝結させてあるかコークス及び半成コークス(石炭、亜炭又は泥炭か	あるかないかを問わない。)
	C C	C C	C C	C C	

				- 1-1-1-1-				
		- : 七 - : 七 - ·			二七一〇・九九	二七 一〇 ・九 一		
天然ガス	ガス状のもの	天然ガス	液化したもの	石油ガスその他のガス状炭化水素	その他のもの	(PBB)を含むものフェニル(PCT)又はポリ臭化ビフェニルポリ塩化ビフェニル(PCB)、ポリ塩化テル	廃油	く。)並びに廃油
C C		C C			W O	W O		

				<u> </u>	第 二 八 類	第六部 化学工業(
二 八 ・ 四 四				二八・〇四		類似の工業
	二八〇四・六九	二八〇四・六一				化学工業(類似の工業を含む。)の生産品
核分裂性物質への転換可能な元素及び同位元素を含放射性の元素及び同位元素(核分裂性を有する又は	その他のもの	もの	けい素	水素、希ガスその他の非金属元素	は同位元素の無機又は有機の化合物無機化学品及び貴金属、希土類金属、放射性元素又	品(第二八類から第三八類まで)
	は 、 L V C 四 十 パ ー セン ト 又	は 、 L V C 四十パーセント ス H				

二八四四・四〇	二八四四・三〇	二八四四・二〇	二 八 四 四 ・ 一 〇	
放射性元素及び放射性同位元素並びにこれらの化	む。)、陶磁製品及び混合物で、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	含む。)、陶磁製品及び混合物されらの化合物並びにこれらの化合物並びにウラン、プルトニウム又はこれらの化合物を含有する合金、ディスパーション(サーメットを含有する合金、ディスパーション(サーメットを濃縮ウラン二三五を濃縮したウラン及びプルトニウム	(サーメットを含む。)、陶磁製品及び混合物その化合物を含有する合金、ディスパーション天然ウラン及びその化合物並びに天然ウラン又は	含有する混合物及び残留物 む。)並びにこれらの化合物並びにこれらの物品を
C T S H	C T S H	C T S H	C C	

			第二九類		
二九・〇三	二九・〇二	二九・〇一			
				二八四四・五〇	
炭化水素のハロゲン化誘導体	環式炭化水素	非環式炭化水素	有機化学品	使用済みの原子炉用核燃料要素(カートリッジ)	陶磁製品及び混合物並びに放射性残留物金、ディスパーション(サーメットを含む。)、金、ディスパーション(サーメットを含む。)、金、ディスパーション(サーメットを含む。)並びにる物(第二八四四・二〇号、第二八四四・二〇号
は、 LVC四十パーセント又	は、 LVC四十パーセント ス	は 、 し V C 四 十 パ ー セント 又 H		C T S H	

			二 九 ・ 〇 五	二 九 ・ 〇 四	
 二 二	二 九 〇五 ・ 一 一				
フロパン―一―オール(プロピルアルフール)	メタノール(メチルアルコール)	飽和一価アルコール	導体 ルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘 非環式アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、ス	問わない。) に、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	
は、 L V C T S H ー セント 又	は、 LVC四十パーセント R H			は、 LVC四十パーセント R H	C T S H

二九〇五・一九	二九〇五・一七	二九〇五・一六	二九〇五・一四	二九〇五・一三
その他のもの	ルアルコール) ルアルコール)	<b>異性体</b> 異性体	その他のブタノール	ブタン―――オール(ノルマル―ブチルアル
は、 LVC四十パーセント ス H	- は し て て い し て の ー ピント ス	は C T S H ーセント又	は C T S H ーセント又	は、 L V C 四十パーセント X H

二九〇五・三二	二九〇五・三一		二九〇五・二九	二九〇五・二三	
オール)	エチレングリコール(エタンジオール)	二価アルコール	その他のもの	非環式テルペンアルコール	不飽和一価アルコール
は、 LVC四 H H レント ス	は、 L V C T S H H ー セント ス		は、 LVC四十パーセント ス H	は、 L V C T S H H ー セント ス	

一九〇五・四九	一九〇五・四四	二九〇五・四二	一九〇五・四一		一九 〇五 ・三九
注釈 ニーエチルーニー(ヒドロキシメチ」は、その他のもの	D―グルシトール(ソルビトール)	ペンタエリトリトール	ニーエチルーニー(ヒドロキシメチル)プロパン)	その他の多価アルコール	その他のもの
は、LVC四十パーセント又	からの変更を除く。)	は、 CTSH H	は 、 L V C 四十パーセント ス H		は、 L V C 四十パーセント ス H

二九・〇六				
	二九〇五・五九	二九〇五・五一		
体ホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導環式アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スル	その他のもの	エトクロルビノール(INN)	化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体非環式アルコールのハロゲン化誘導体、スルホン	<b>ル(ソルビトール)及びグリセリンを除ル(ソルビトール、マンニトール、ロ─グルシトール、ローグルシトール、フージルシトー</b> く。
	は、 LVC四十パーセント R H	は、 LVC四十パーセント ス		C T S H

 二九〇六・一九	二九〇六・一三	二九〇六・一二	二九〇六・一一	
その他のもの	ステロール及びイノシトール	ル及びジメチルシクロヘキサノールシクロヘキサノール、メチルシクロヘキサノー	メントール	導体 及びシクロテルペンアルコール並びにこれらの誘 飽和脂環式アルコール、不飽和脂環式アルコール
は、 L T T H H ーセント ス	は、 LVC四十パーセント ス H	L V C 四十パーセント C T S H	更を除く。)	

は C T S H ・ パーセント 又	化誘尊本、ニトロ化誘尊本及びニトロソ化誘尊本い。)並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホンルオキシド(化学的に単一であるかないかを問わなル、エーテルアルコールフェノール、アルコールペエーテル、エーテルアルコール、エーテルフェノー		二 九 ・ 八 九	
は、 LVC四十パーセント ス H	フェノール及びフェノールアルコール		二九・〇七	
は、 LVC四十パーセント ス H	その他のもの	二九〇六・二九		
は、 LVC四十パーセント ス H	ベンジルアルコール	二九〇六・二一		
	芳香族アルコール及びその誘導体			

		二 九 ・ 四	二 九 · 二	二 九 一 〇
二 九 一 四 ・ 一 一				
アセトン	限る。) 非環式ケトン(他の酸素官能基を有しないものに	ロソ化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトないかを問わない。)並びにこれらのハロゲン化誘ケトン及びキノン(他の酸素官能基を有するか有し	ホルムアルデヒドを問わない。)、アルデヒドの環式重合体及びパラアルデヒド(他の酸素官能基を有するか有しないか	導体及びニトロソ化誘導体 ハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘 シフェノール及びエポキシエーテル並びにこれらの 三員環のエポキシド、エポキシアルコール、エポキ
は、LVC四十パーセント又			は、 L V C T S H H ーセント ス	は C T S H レ V C 四 + パ ー セン ト 又

二九一四・二二		 二九 一四 ・ 一九	二九一四・一三	二 九 一 四 ・ 一 二	
シクロヘキサノン及びメチルシクロヘキサノン	のに限る。) ロテルペンケトン(他の酸素官能基を有しないも 飽和脂環式ケトン、不飽和脂環式ケトン及びシク	その他のもの	チルケトン)	ブタノン(メチルエチルケトン)	
は、 し V C 四十パーセント又		は、 LVC四十パーセント R H	は、 LVC四十パーセント ス	は、 LVC四十パーセント ス	C T S H

二九一四・三九	二 九 一 四 ・ 三 一		二 九 一 四 ・ 二 九	二九一四・二三	
その他のもの	フェニルアセトン(フェニルプロパン―二―オン)	限る。)	メチルイオノンを除く。 ルシクロヘキサノン並びにイオノン及びその他のもの	イオノン及びメチルイオノン	
は、LVC四十パーセント又	は、 LVC四十パーセント ス H		は、 LVC四十パーセント ス H	は、 LVC四十パーセント ス H	C T S H

_						
	二九一四・六九	二九一四・六一		二 九 一 四 ・ 五 〇	二 九 四 ・ 四 〇	
	その他のもの	アントラキノン	キノン	トン	ケトンアルコール及びケトンアルデヒド	
	L V C 四十パーセント C T S H	は、 LVC四十パーセント ス H		は、 LVC四十パーセント R H	は、 L V C T S H H ー セント ス	C T S H

	二 九 ・ 一 七	二 九 ・ 一 六	二 九 ・ 一 五	
				二九一四・七〇
	トロソ化誘導体 誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニ 物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化 ポリカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化	誘導体 不飽和非環式モノカルボン酸及び環式モノカルボン	導体及びニトロソ化誘導体、ハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの飽和非環式モノカルボン酸並びにその酸無水物、酸	誘導体及びニトロソ化誘導体、ハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化
_	は、 L T S H H ーセント ス	は、 L T S H ー セント 又	は、 L T S H H ーセント ス	は、 C T S H H レ レ C 四 十 パーセント又

				二 九 一 八
二九一八・一三	二 九 八 ・ 二	二 九 一 八 ・ 一		
酒石酸の塩及びエステル	酒石酸	乳酸並びにその塩及びエステル	誘導体 ロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの 有するものを除く。)並びにその酸無水物、酸ハ アルコール官能のカルボン酸(他の酸素官能基を	ン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホ並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物カルボン酸(他の酸素官能基を有するものに限る。)
は、 LVC四十パーセント又	は、 L V C 四十パーセント ス H	は、 L V C 四十パーセント ス H		

_	二九一八・一九	二九一八・一八	二九一八・一六	二九一八・一五	二九一八・	
	— 九	八	一 六	 五		
	その他のもの	クロロベンジレート (ISO)	グルコン酸並びにその塩及びエステル	くえん酸の塩及びエステル	くえん酸	
	L V C 四十パーセント C T S H	L V C 四十パーセント て T S H	は、 LVC四十パーセント R H	二三類からの変更を除く。)	二三類からの変更を除く。)	

  九	 二 九	<u>二</u> 九	 二 九	
一九 一八 ・二 九	二九 一八 ・二 三	二九一八・二三	一九一八・二二	
その他のもの	サリチル酸のその他のエステル及びその塩	エステル オルト―アセチルサリチル酸並びにその塩及び	サリチル酸及びその塩	誘導体 フェノール官能のカルボン酸(他の酸素官能基を
は、 LVC四十パーセント ス	は、 L V C T S H H ーセント ス	は、 LVC四十パーセント ス	は、 LVC四十パーセント ス	

二 九 二 〇				
	二九一八・九九	二九一八・九一		二 九 一 八 ・ 三 〇
導体及びニトロソ化誘導体、ニトロ化誘素酸エステルを除く。)及びその塩並びにこれらの非金属のその他の無機酸のエステル(ハロゲン化水	その他のもの	テル テル アロ・五―T(ISO)(二・四・五―トリ	その他のもの	並びにこれらの誘導体変無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸の酸素官能基を有するものを除く。)並びにそのアルデヒド官能又はケトン官能のカルボン酸(他
は、 LVC四十パーセント ス H	は 、 L V C 四 十 パ ー セント 又	は、 LVC四十パーセント ス H		L V C T S H H

				二九・二二	二 九 二
二九二二・一三	二九二二・一二	二九二二・一一			
トリエタノールアミン及びその塩	ジエタノールアミン及びその塩	モノエタノールアミン及びその塩	テル並びにこれらの塩するものを除く。)並びにそのエーテル及びエスアミノアルコール(二種類以上の酸素官能基を有	酸素官能のアミノ化合物	アミン官能化合物
LVC四十パーセント又	は、 LVC四十パーセント ス H	は、 LVC四十パーセント ス H			L V C T S H H ン ト ス

LVC四十パーセント又	その他のもの	二九二二・二九	
は、LVC四十パーセント又 CTSH	の塩	二九二二・二一	
	びにそのエーテル及びエステル並びにこれらの塩種類以上の酸素官能基を有するものを除く。)並アミノナフトールその他のアミノフェノール(二		
は、 L V C 四十パーセント ス H	その他のもの	二九二二・一九	
は、 LVC四十パーセント又 CTSH	の塩	二九二二・一四	
は、 C T S H			

二九二二・四一		二九二二・三九	二九二二・三一		
リジン及びそのエステル並びにこれらの塩	を除く。)及びそのエステル並びにこれらの塩アミノ酸(二種類以上の酸素官能基を有するもの	その他のもの	の塩の塩(INN)、メサドン(IN	く。)並びにこれらの塩ン(二種類以上の酸素官能基を有するものを除アミノアルデヒド、アミノケトン及びアミノキノ	
は、 LVC四十パーセント又		は、 CTSH LVC四十パーセント又	L V C T S H		は、 C T S H

二九・二三					
	二九二二・五〇	二九二二・四九	二九二二・四四	一九二二・四三	
第四級アンモニウム塩、水酸化第四級アンモニウム	ル及び酸素官能基を有するその他のアミノ化合物アミノアルコールフェノール、アミノ酸フェノー	NN)並びにこれらの塩を除く。 酸、アントラニル酸並びにチリジン(I その他のもの	チリジン(INN)及びその塩	アントラニル酸及びその塩	
	は、 L V C T S H H ーセント ス	は、 L V C T S H H ーセント ス	は、 LVC四十パーセント ス H	は、 L V C 四十パーセント ス	C T S H

		二九・二四			
二九二四・一			二九二三・九〇	二九二三・一〇	
メプロバメート (INN)	びその誘導体並びにこれらの塩非環式アミド(非環式カルバマートを含む。)及	化合物 化合物	のホスホアミノリピドを除く。 注釈 コリン及びその塩並びにレシチンその他その他のもの	コリン及びその塩	に単一であるかないかを問わない。) ンその他のホスホアミノリピドについては、化学的 及びレシチンその他のホスホアミノリピド(レシチ
は、LVC四十パーセント又			L L L V C U C T S H H パーセント又	は、 LVC四十パーセント ス H	

二九二四・二三	二九二四・二一		二九二四・一九	二 九 二 四 ・ 一 二	
トラニル酸)及びその塩 二―アセトアミド安息香酸(N―アセチルアン	ウレイン及びその誘導体並びにこれらの塩	の誘導体並びにこれらの塩 環式アミド(環式カルバマートを含む。)及びそ	その他のもの	ホス(ISO)及びホスファミドン(ISO)フルオロアセトアミド(ISO)、モノクロト	
は、 LVC四 H H レ レ レ レ レ レ レ レ レ レ レ レ レ レ レ レ レ	は、 LVC四十パーセント ス H		は、 LVC四十パーセント ス H	は、 L V C T S H H ー セント ス	C T S H

二九・三〇	二 九 ・ 二 九	二九・二六	二九・二五	
				二 九 二 四 ・ 二 四
有機硫黄化合物	その他の窒素官能基を有する化合物	ニトリル官能化合物	塩を含む。)及びイミン官能化合物	エチナメート (INN)
は、 LVC四十パーセント ス H	は、 LVC四十パーセント ス	は 、 L V C 四 十 パ ー セント 又	は、 LVC四十パーセント ス	は、 L V C T S H H ーセント又

二九・三六	二九・三四	二九・三三	二九・三二
媒に溶かしてあるかないかを問わない。) 体で主としてビタミンとして使用するもの並びにこ したものを含む。)に限る。)並びにこれらの誘導 同一の構造を有する合成のもの(天然のものを濃縮 プロビタミン及びビタミン(天然のもの及びこれと	わない。)並びにその他の複素環式化合物核酸及びその塩(化学的に単一であるかないかを問	るものに限る。) 複素環式化合物(ヘテロ原子として窒素のみを有す	るものに限る。)
III C + MII C は C 、 L T V S C H 四 +パ レ レ ン ト ス	R L V C 四十パーセント又 H	は C T S H レ C C T S H ・ レ マ ン ト ス	、

	い。) (殺菌したものに限る。)、血液型さの他のもの) (殺菌したものに限る。)、血液型さむ。)、切開創縫合用の接着剤、ラミナリア栓、外科用又は歯科用の癒着の収性止血材及び外科用又は歯科用の疲着の、 () () () () () () () () () () () () ()			
	この類の注4の医療用品		三〇・〇六	
	医療用品			第三〇類
からの変更を除く。) 一工 4	を除く。)	二 九 四 〇 ・ 〇 〇	二 九 · 四 〇	

	肥料		第三一類
W O	薬剤廃棄物	三〇〇六・九二	
L V C 四十パーセント又 C T S H	ま 瘻造設術用と認められるもの	三〇〇六・九一	
	したゲルを除いたができた。 しての使用に供するよう調製したゲルを除いた。 しくは診療用機器とを密着させる薬品とした す体と診療用機器とを密着させる薬品とした す体と診療用機器とを密着させる薬品とした なの使用に供するよう調製したゲルを除い なの使用に供するよう調製したゲルを除い しくは動物の の すが若しくは診療の際に人若しくは動物の しくは の での使用に供するよう調製したゲルを除い しく の やの での して の は の 本 の 本 の た も と し た も の に の 本 の 本 し く は か の 、 か で の 、 か で の 、 か で の た も の に の た も の に の に の 、 一 た も の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に か に か や と し く は 動物の の の の 、 避 近 の に の に か や と し た た も の に の に の に か い て か の や の に の に う に か い て か の に の に の に の に の に の に の に の に の い て か の 、 、 、 、 歯 れ に や の に の い て 、 、 、 歯 れ に や い て か の 、 、 の 、 の 、 、 、 、 、 の や の い 、 、 、 、 、 、 、 の や の の 、 の の の の の の の 、 の の の の の の の の の の の の の		

の重量が一〇	三一・〇五 肥料成分(窒素、		三一・〇四カリ肥料(鉱		三一〇三・一〇 過りん酸石	三一・〇三りん酸肥料(		三一・〇二
の重量が一〇キログラム以下に包装したものサその他これに舞する形状にし又は容器ともの一個	及びその他の肥料並びにこの類の物品をタブレットを含有する肥料(鉱物性肥料及び化学肥料に限る。)肥料成分(窒素、りん及びカリウム)のうち二以上		(鉱物性肥料及び化学肥料に限る。)		過りん酸石灰及び重過りん酸石灰	(鉱物性肥料及び化学肥料に限る。)		(鉱物性肥料及び化学肥料に限る。)
		C T S H	は、 LVC四十パーセント又	C T S H	は、LVC四十パーセント又		C T S H	は、 LVC四十パーセント又

三一〇五・五一		三一〇五・四〇	三一〇兎・三〇	三一〇埇・二〇	三一〇戌・一〇
硝酸塩類及びりん酸塩類を含有するもの	を含有するものに限る。) その他の鉱物性肥料及び化学肥料(窒素及びりん	ニウム(りん酸二アンモニウム)との混合物モニウム)及びこれとオルトりん酸水素二アンモオルトりん酸水素二アンモ	モニウム)	ムを含有するものに限る。) 鉱物性肥料及び化学肥料(窒素、りん及びカリウ	ラム以下に包装したもの一個の重量が一〇キログこの類の物品をタブレット状その他これに類する
LVC四十パーセント又		は、 LVC四十パーセント ス H	は、 LVC四十パーセント R H	は、 LVC四十パーセント ス H	C C

	態において全重量の八〇%を超えるものに限る。) 含むものとし、ホエイたんぱく質の含有量が乾燥状 アルブミン(二以上のホエイたんぱく質の濃縮物を		
	たんぱく系物質、変性でん粉、膠着剤及び酵素		第三五類
LVC四十パーセント又 CTSH	その他のもの	三一〇五・九〇	
は、 LVC四十パーセント ス	有するものに限る。)	三一〇五・六〇	
は、 LVC四十パーセント ス H	その他のもの	三 一 〇五 ・ 五 九	
は、 て S H			

C T H	三五・○一項のカゼイングルーを除く。) ン誘導体、アイシングラス及びその他のにかわ(第 又は着色してあるかないかを問わない。)、ゼラチ 又は着色してあるかないかを問わない。)、ゼラチ ジラチン(長方形(正方形を含む。)のシート状の	三五〇三・〇〇	三 王 氏・ 〇三	
C T H	その他のもの	三五〇二・九〇		
C T H	濃縮物を含む。)	三年011・110		
を除く。)	その他のもの	三五〇二・一九		
を除く。)	乾燥したもの	三年〇二・一一		
	<b></b> 「 「 」			
	及びアルブミナートその他のアルブミン誘導体			

				第三八類	
		三八・〇六	三八・〇一		三五・〇五
三八〇六・二〇	三八〇六・一〇				
ロジン若しくは樹脂酸又はこれらの誘導体の塩	ロジン及び樹脂酸	ピリット、ロジン油並びにランガムロジン及び樹脂酸並びにこれらの誘導体、ロジンス	限る。) 限る。) したものに したまの他の炭素をもととした調製品(ペース したまのしの炭素をもととした調製品(ペース したまのしの炭素をもととした調製品(ペース したまのした。	各種の化学工業生産品	ストリンその他の変性でん粉をもととした膠着剤でん粉及びエステル化でん粉)及びでん粉又はデキデキストリンその他の変性でん粉(例えば、糊化済
LVC四十パーセント又	は、 CTSH LVC四十パーセント又		は、 L V C T S H ー セント 又		C T H

三八・二四		三八・〇九		
	三八〇九・一〇		三 八 〇 六 ・ 九 〇	
(類似の工業を含む。)において生産される化学品鋳物用の鋳型又は中子の調製粘結剤並びに化学工業	でん粉質の物質をもととしたもの	し、他の項に該当するものを除く。) する工業において使用する種類のものに限るものと (繊維工業、製紙工業、皮革工業その他これらに類 仕上剤、促染剤、媒染剤その他の物品及び調製品	く。 く。 く。 く。 く。 く。	(ロジン付加物の塩を除く。)
	変更を除く。) 変更を除く。)		は、 L T S H H ーセント ス	は、 C T S H

LVC四十パーセント又 は、 TSH	する物品 スチック製の栓、ふた、キャップその他これらに類 プラスチック製の運搬用又は包装用の製品及びプラ		三九・二三	
WO	プラスチックのくず		三九・一五	
	プラスチック及びその製品			第三九類
	プラスチック及びゴム並びにこれらの製品(第三九類から第四〇類まで)	ゴム並びにこれらの製	チック及びゴ	第七部 プラス
W O	物、下水汚泥及びこの類の注6のその他の廃棄物留物(他の項に該当するものを除く。)、都市廃棄化学工業(類似の工業を含む。)において生ずる残		三八・二五	
からの変更を除く。)	く。)	三八二回・六〇		
	他の項に該当するものを除く。) 及び調製品(天然物のみの混合物を含むものとし、			

た粉及び粒	
四〇・〇四 四〇〇四・〇〇 ゴム(硬質ゴムを除く。)のくず並びにこれから得	~ ~
四〇〇一・一〇	
シート又はストリップの形状のものに限る。) ルその他これらに類する天然ガム(一次製品、 天然ゴム、バラタ、グタペルカ、グアユール、	~ 4U /
ゴム及びその製品	0)
二九・二六 がら成る製品	
三九・二四  フラスチック製の食卓用品、	杜ン

C T H	のこくず及び木くず(棒状、ブリケット状、ペレッ	
	木材及びその製品並びに木炭	第四四類
品並びにかご細工物及び枝	四六類まで) コルク及びその製品並びにわら、エスパルトその他の組物材料の製品並びにかご細工物及び枝	条細工物(第四四類から第四六類まで)第九部 木材及びその製品、木炭、コルク及び2
C C	毛皮及び人造毛皮並びにこれらの製品	第四三類
C C	バッグその他これらに類する容器並びに腸の製品革製品及び動物用装着具並びに旅行用具、ハンド	第四二類
C C	原皮(毛皮を除く。)及び革	第四一類
ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の製	動物用装着具並びに旅行用具、	品(第四一類から第四三類まで)第八部 皮革及び毛皮並びにこれらの製品、
LVC四十パーセント又 は、 CTSH	ションタイヤ、タイヤトレッド及びタイヤフラップに限る。)並びにゴム製のソリッドタイヤ、クッゴム製の空気タイヤ(更生したもの及び中古のもの	

四回・〇五	四 四 · 〇 四	四回・〇三	四回・〇二	
四回〇五・〇〇				
木毛及び木粉	たが材、割ったポール、木製のくい(端をとがらせれに類するもの	わない。) やあるかないか又は粗く角にしてあるかないかを問 木材(粗のものに限るものとし、皮又は辺材をはい	凝結させてあるかないかを問わない。) 木炭(植物性の殻又はナットの炭を含むものとし、	片状の木材 ト状その他これらに類する形状に凝結させてあるか
C T H	C T H	C T H	C T H	

四	四	四	四回・〇六
四	四	四	
・	·	・	
〇	〇	〇	
九	八	七	
ててないものを含むものとし、かんながけし、やす材(寄せ木床用のストリップ又はフリーズで組み立いずれかの縁、端又は面に沿って連続的に施した木さねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工を	いかを問わない。) いかを問わない。) いかを問わない。)、合板用単板、これらに類 のものに限るものを含む。)、合板用単板、これらに類 そられるものを含む。)、合板用単板、これらに類 のものに限るものを含む。)、合板用単板、これらに類	継ぎしたものであるかないかを問わない。)限るものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦したもので、厚さが六ミリメートルを超えるものに木材(縦にひき若しくは割り、平削りし又は丸はぎ	木製の鉄道用又は軌道用のまくら木
C	C	C	C
T	T	T	T
H	H	H	H

	四 四 一 二	四 四 一		
			0	
四四   三・〇〇				
のに限る。) 改良木材(塊状、板状、ストリップ状又は形材のも	材 合板、ベニヤドパネルその他これらに類する積層木	ないかを問わない。)とし、樹脂その他の有機物質により結合してあるか繊維板(木材その他の木質の材料のものに限るもの	より凝結させてあるかないかを問わない。)のものに限るものとし、樹脂その他の有機結合剤にば、ウェファーボード)(木材その他の木質の材料ボード(OSB)その他これに類するボード(例えパーティクルボード、オリエンテッドストランド	ない。)
 C T H	変更を除く。) 変更を除く。)	C T H	C T H	

凹凹・110	四四・一九の四一九・〇〇	四 四 一 八	四四・一七 四四一七・〇〇	四四・一六 四四一六・〇〇	四 四 · 一 五	
製の箱、ケースその他これらに類する製品及び木製寄せ木し又は象眼した木材、宝石用又は刃物用の木	木製の食卓用品及び台所用品	ル、組み合わせた床用パネル及びこけら板を含む。)木製建具及び建築用木工品(セルラーウッドパネ	ボデー、柄及び握り並びに靴の木型木製の工具並びに工具、ほうき又はブラシの木製の	製のこれらの部分品(たる材及びおけ材を含む。)木製のたる、おけその他これらに類する容器及び木	ド並びに木製のパレット枠のパレット、ボックスパレットその他の積載用ボーに類する包装容器、木製のケーブルドラム及び木製木製のケース、箱、クレート、ドラムその他これら	木製の額縁、鏡枠その他これらに類する縁
C T H	C T H	C T H	C T H	C T H	C T H	C T H

			第四六類		
		一一、二、一、二、二、二、二、二、二、二、二、二、二、二、二、二、二、二、二、		四 四	
回六〇一・二二					
竹製のもの	敷物及びすだれ(植物性材料製のものに限る。)	さなだその他これに類する組物材料から成る物品でなだその他これに類する組物材料から成る物品を引行につなぎ及び織ったものであったまがないかを問わない。) 並び	ご細工物及び枝条細工物わら、エスパルトその他の組物材料の製品並びにか	その他の木製品	製の家具の小像その他の装飾品並びに第九四類に属しない木
更を除く。)				C T H	

		_	_	
うの製品(第四七類から第四	その他のパルプ、古紙並びに紙及び板紙並びにこれらの製品	繊維素繊維を原料とするその他のパルプ、	九類まで)	第一〇部
<b>EC(第一四類からの変</b>	その他の植物性材料製のもの	四六〇一・九四		
更を除く。)	とう製のもの	四六〇一・九三		
更を除く。)	竹製のもの	四六〇一・九二		
	その他のもの			
<b>EC(第一四類からの変</b>	その他のもの	四六〇一・二九		
ECC(第一四類からの変)	とう製のもの	四六〇一・1111		

					第五〇類	第一一部 紡練		第四七類
五 〇 ・ 〇五	五〇・〇四	五〇・〇三	五 〇 ・ 〇二	五 〇 ・ 〇 一		紡織用繊維及びその製品	四七・〇七	
五〇〇五・〇〇	五〇〇回・〇〇	五〇〇三・〇〇	五〇〇二・〇〇	五〇〇一・〇〇				
絹紡糸及び絹紡紬糸(小売用にしたものを除く。)	く。)	繊維を含む。)	生糸(よってないものに限る。)	繭(繰糸に適するものに限る。)	絹及び絹織物	(第五〇類から第六三類まで)(注釈参照)	古紙	プ及び古紙 木材パルプ、繊維素繊維を原料とするその他のパル
CTH(第五〇・〇六項	C T H	C T H	C T H	C C			W O	

五 石	五〇・〇六 五〇〇六・〇〇 絹糸、絹紡糸及び絹紡紬糸(小売用に	
	糸(小売用にしたものに限	
を て て 日 (第五〇・〇六項までの か ら 第五〇・〇六項までの 料の それぞれがいずれかの において 完全に お 属 で あ る 場合に は、 当該 非原産 材 料 の それぞれがいずれかの に お い て 完 全 に お 点 に に 、 当該 非 原産 材 料 の そ れ ぞ れ が い ず れ か い ず れ か の 明 正 は 、 当 該 非 原産 材 料 の そ れ ぞ れ が い ず れ か の ず れ の 寺 に は 、 当 該 非 原産 材 料 を に は 、 当 該 非 原産 材 末 の の の の の の ま で の の の の た に は 、 当 該 非 原 座 材 材 を に は 、 当 志 に は 、 当 志 れ か の の の の の の の の の て た に は 、 当 志 に は 、 二 に し く は な れ 、 、 若 し く は な た 、 二 、 、 若 し く は な た こ の の の の の の の の て つ た こ し く は な た こ へ 、 古 し く は な た る の こ の つ 、 つ て つ し く は な こ つ 、 つ 、 つ つ の の て の つ の の の の つ 、 つ 、 つ し く は な つ 、 つ 、 つ し く は な わ つ の の の の て つ に の つ の て つ 、 つ し く は 本 の つ の て の て の の の の の て の て の し く は な わ つ の の て の の つ し く は な つ つ の つ の つ こ つ の つ し く し く は つ ら つ の つ こ の ろ こ い で の つ こ つ ら こ つ ろ の つ こ つ ら こ の つ つ の の つ の つ の つ つ つ の つ つ つ つ つ つ つ つ つ の つ つ つ て の つ つ の つ の つ て つ つ つ つ つ つ つ つ つ つ つ つ つ	からの変更を除く。)	からの変更を除く。)

C C	る。) 羊毛、繊獣毛又は粗獣毛のくず (反毛した繊維に限	五一 〇四・ 〇〇	五 一 ・ 四	
W O	とし、反毛した繊維を除く。)		五 · O 三	
C C	<b>緑</b> 獣毛及び粗獣毛(カードし又はコームしたものを			
C C	羊毛(カードし又はコームしたものを除く。)		五  	
	単毛、繊獣毛、粗獣毛及び馬毛の糸並びにこれらの			第五一類
若しくは東南アジア諸国連おいて完全に製織されること(CTCを必要としない。)。				

五 · 一 〇 五 一 ·	五一・〇九	五一・〇八	五一・〇七	五一・〇六	五一・〇五
Ⅰ Ⅰ 1 0 ・ 0 0		, 41	2. 1-6-	b áb	
あるかないかを問わない。)ジンプヤーンを含むものとし、小売用にしたもので粗獣毛製又は馬毛製の糸(馬毛をしん糸に使用した	る。) 羊毛製又は繊獣毛製の糸(小売用にしたものに限	し、小売用にしたものを除く。) 紡毛糸及び梳毛糸(繊獣毛製のものに限るものと	そものを除く。) 梳毛糸(羊毛製のものに限るものとし、小売用にし	たものを除く。) 紡毛糸(羊毛製のものに限るものとし、小売用にし	もの(小塊状のコームした羊毛を含む。)に限る。)羊毛、繊獣毛及び粗獣毛(カードし又はコームした
				各項からの変更を除く。) ひてTH(第五一・○只までの	C T H

-	_	-	-	-
国連合の構成国である第三				
約国若しくは東南アジア諸				
非原産材料がいずれかの締				
五一・一三項までの各項の				
及び第五一・一一項から第				
若しくはなせんされること				
産品が完全に浸染され、				
る場合に限る。)又は、				
され、若しくはなせんされ				
完全に紡績され、又は浸染				
成国である第三国において				
は東南アジア諸国連合の構				
ぞれがいずれかの締約国又				
は、当該非原産材料のそれ				
原産材料を使用する場合に				
一・一〇項までの各項の非	毛織物(粗獣毛製又は馬毛製のものに限る。)	ー 一 三・○○	五一・ 一三	
(第五一・〇六項から第五				
各項からの変更を除く。)	梳毛織物(羊毛製又は繊獣毛製のものに限る。)		五 一 · 二	
- から第五一・一三項までの				
CTH(第五一・一一項	紡毛織物(羊毛製又は繊獣毛製のものに限る。)		五 一 ·	

五二・〇六         綿糸(綿の	五二・〇五	五二・〇四 綿製の縫糸	五二・〇三 五二〇三・〇〇 綿(カード	五二・〇二綿のくず(	五二・〇一五二〇一・〇〇実綿及び繰綿	第五二類 綿及び綿織物									
「帛の重量ぶ全重量のし丘ん失満のこのこ長る」	ものとし、縫糸及び小売用にしたものを除く。)綿糸(綿の重量が全重量の八五%以上のものに限る	5い。)	(カードし又はコームしたものに限る。)	綿のくず(糸くず及び反毛した繊維を含む。)	及び繰綿(カードし又はコームしたものを除	び綿織物									
		▶ ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●	C C	WO	で除 C C		7° V	ない。)。	ない。)。	ない。)。	ない。)。	ること(CTCを必要としない。)。	ること(CTCを必要とし ること(CTCを必要とし	ること(CTCを必要とし るい。)。	ない。)。 国において完全に製織され

のもののう 若しくはなせんされることのもので、 産品が完全に浸染され、	混用繊維の全部又は大部分が人造繊維のもののう綿織物(綿の重量が全重量の八五%未満のもので、		五 二 ・ 一	
	のものに限る。)ち、重量が一平方メートルにつき二〇〇グラム以下			
	一 一 小 吼			
それがいずれかの締約国又は、当該非原産材料のそれ	R る。 )			
原産材料を使用する場合に 「・〇七項までの各項の非	一平方メートルにつき二〇〇グラムを超えるものに 原産材料を使用する場合に綿織物(綿の重量が全重量の八五%以上で、重量が 二・〇七項までの各項の非	,	五二・〇九	
(第五二・〇四頁から第五二・〇四頁から第五二・一二項までのから第五二・一二項までの	る。) る。)		五二・〇八	
される場合に限る。) てある第三国にまして完全	く。)		五二・〇七	
南アジア諸国連合の構成国	ものとし、縫糸及び小売用にしたものを除く。)			

C C	ジュートその他の紡織用靱皮繊維(精紡したもの、	 1月二 ・ 〇三	
C C	た繊維を含む。) 大麻(カナビス・サティヴァ。精紡したものを除	五三・〇二	
C C	くず(糸くず及び反毛した繊維を含む。)亜麻(精紡したものを除く。)並びにそのトウ及び	毛三・O	
	及びその織物 その他の植物性紡織用繊維及びその織物並びに紙糸		第五三類
り 「 す 「 」 で し く は 東 南 ア ジ ア 諸 、 、 、 、 、 、 て に を 必 要 と し く は 東 南 ア ジ ア 影 満 さ れ る こ と ( C T C を 必 必 要 と し く は 東 南 ア ジ ア 影 満 さ れ る こ た 、 ( C T C を 必 必 要 と し く は 東 南 ア ジ ア 影 二 お い て 完 全 に 製 織 さ れ る 第 三 な い の よ の 構 成 国 で あ る 第 三 、 よ い の ま の ま の 、 の る 、 第 三 、 の の 第 三 、 の の 系 の 、 の の 第 一 、 の の 第 三 、 の の 系 、 の の 第 三 、 の の の 第 三 、 の の の 第 三 、 の の の の の の の の の の の の の	その他の綿織物		
⊧亰ॴオ₩ジヽげぃいつ帝五二・一二項までの各項の及び第五二・○八項から第	よるものに限る。) ち、重量が一平方メートルにつき二○○グラムを超 及び第五二・○八項から第		

五 三 ・ 〇	五三・〇九	五三・〇八	五三・〇七	五三・〇六	五 三 ・ の 五	
					五三 〇五 ・ 〇〇	
の織物 第五三・〇三項のジュートその他の紡織用靱皮繊維	亜麻織物	その他の植物性紡織用繊維の糸及び紙糸	の糸の糸	亜麻糸	維を含む。) 維を含む。)	
(第五三・〇六項から第五(第五三・〇六項からの変更を除く。)	℃TH(第五三・○九項		各項からの変更を除く。)	いう第五三・〇人頁をごりてて日(第五三・〇六項	C C	

ない。)。				
ること(CTCを必要とし				
国において完全に製織され				
国連合の構成国である第三				
約国若しくは東南アジア諸				
非原産材料がいずれかの締				
五三・一一項までの各項の				
及び第五三・〇九項から第				
若しくはなせんされること				
産品が完全に浸染され、				
る場合に限る。)又は、				
され、若しくはなせんされ				
完全に紡績され、又は浸染				
成国である第三国において				
は東南アジア諸国連合の構				
ぞれがいずれかの締約国又				
は、当該非原産材料のそれ				
原産材料を使用する場合に	その他の植物性紡織用繊維の織物及び紙糸の織物	▲三一 · ○○	五 三 •	
三・〇八項までの各項の非				

)ー。見掛け幅))	が五ミリメートル以下のものに限る。)れに類する物品(例えば、人造ストロー。見掛け幅に限る。)及び合成繊維材料のストリップその他こで、横断面の最大寸法が一ミリメートル以下のもの合成繊維の単繊維(六七デシテックス以上のもの	五 四 ・ 〇 四	
し 縦 デ 糸 シ	及び小売用にしたものを除く。) テックス未満の単繊維のものを含むものとし、縫糸再生繊維又は半合成繊維の長繊維の糸(六七デシ	五四 ・ 〇三	
し の た 単	ものを除く。) 繊維のものを含むものとし、縫糸及び小売用にした 合成繊維の長繊維の糸(六七デシテックス未満の単	五 四 ・ 〇二	
小	売用にしたものであるかないかを問わない。)縫糸(人造繊維の長繊維のものに限るものとし、	五四・〇一	
<u>۲</u>	リップその他これに類する人造繊維製品人造繊維の長繊維並びに人造繊維の凝物及びスト		第五四類

第三国において完全に紡績 での各項の非原産材料を ががの締約国又は東南アジ がある場合には、当該非 での各項の非原産材料を	四・〇五項の材料の織物を含む。)		五. 四 ・ 八	
変更を除く。)(第五四・又は第五四・〇八項からのCTH(第五四・〇七項	料の織物を含む。)		五 四 ・ 〇 七	
C C	のとし、縫糸を除く。) 人造繊維の長繊維の糸(小売用にしたものに限るも	五四〇六・〇〇	五四・〇六	
C C	下のものに限る。) 下のものに限る。) 下のものに限る。)及び再生繊維又は半合成繊 下のものに限る。)及び再生繊維又は半合成繊 下のものに限る。)及び再生繊維又は半合成繊	五四 〇五 ・〇〇	五 四 ・ 〇五	

_				
項からの変更を除く。)	再生繊維又は半合成繊維の長繊維のトウ		五五 · ○二	
○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	合成繊維の長繊維のトウ		五五・〇一	
	人造繊維の短繊維及びその織物			第五五類
(CTCを必要としないて完全に製織されること				
の構成国である第三国にお				
しくは東南アジア諸国連合				
材料がいずれかの締約国若				
は第五四・〇八項の非原産				
及び第五四・〇七項若しく				
若しくはなせんされること				
産品が完全に浸染され、				
る。)又は、				
くはなせんされる場合に限				
され、又は浸染され、若し				

五五・〇九	五五・〇八	五五・〇七	五五・〇六	五五・〇五	五五・〇四	五五・〇三
		五五〇七・〇〇				
く。) 合成繊維の紡績糸(縫糸及び小売用にしたものを除	売用にしたものであるかないかを問わない。)縫糸(人造繊維の短繊維のものに限るものとし、小	その他の紡績準備の処理をしたものに限る。)再生繊維又は半合成繊維の短繊維(カード、コーム	備の処理をしたものに限る。)合成繊維の短繊維(カード、コームその他の紡績準	を含む。)	その他の紡績準備の処理をしたものを除く。)再生繊維又は半合成繊維の短繊維(カード、コーム	備の処理をしたものを除く。)合成繊維の短繊維(カード、コームその他の紡績準
五・○七項の非原産材料を(第五五・○六項又は第五	各頁からの変更を余く。)から第五五・一一項までのCTH(第五五・〇八項					

され、若しくはなせんされ	につき一七〇グラムを超えるものに限る。)	 	
·ル 完全に紡績され、又は浸染	部又は大部分が綿のもので、重量が一平方メートル		
全 成国である第三国において	が全重量の八五%未満のもののうち、混用繊維の全		
量 は東南アジア諸国連合の構	合成繊維の短繊維の織物(合成繊維の短繊維の重量	 五 五 · 一 四	
~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~			
は、当該非原産材料のそれ	につき一七〇グラム以下のものに限る。)		
·ル 原産材料を使用する場合に	部又は大部分が綿のもので、重量が一平方メートル		
の全五・一一項までの各項の非	が全重量の八五%未満のもののうち、混用繊維の		
量(第五五・〇八項から第五	合成繊維の短繊維の織物(合成繊維の短繊維の重量	 五 五 一 三	
<ul> <li>各項からの変更を除く。)</li> </ul>			
から第五五・一六項までの	が全重量の八五%以上のものに限る。)		
■ CTH(第五五・一二項	合成繊維の短繊維の織物(合成繊維の短繊維の重量	 五 五 一 二	
場合に限る。)			
ドされ、又はコームされる	し、縫糸を除く。)		
と 第三国において完全にカー	人造繊維の紡績糸(小売用にしたものに限るものと	五 五 一	
ア諸国連合の構成国である			
れかの締約国又は東南アジ	にしたものを除く。)		
(用 原産材料のそれぞれがいず	再生繊維又は半合成繊維の紡績糸(縫糸及び小売用	 五 五 · 一 〇	
──使用する場合には、当該非			

又は積層し 第五二・〇四項から第五	フェルト(染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層し	五六・〇二	
□ 「三頁まごりみ頁、 項、第五一・○六項から第 CC(第五○・○七項までの各 CC(第五○・○四項か	紡織用繊維のダスト及びミルネップさが五ミリメートル以下の紡織用繊維(フロック)、紡織用繊維のウォッディング及びその製品並びに長	五六・〇一	
	にひも、綱及びケーブル並びにこれらの製品ウォッディング、フェルト、不織布及び特殊糸並び		第五六類
る場合に限る。) 本 こと (CTCを必要とし ない。)。 ない。)。	再生繊維又は半合成繊維の短繊維の短繊維の短繊維の短繊維の短繊維の短繊維の短繊維の短繊維の細物	五 五 ・ 一 六 五	

五.	五.	五.	五.	
五六・〇六	五 六 ・ 〇五	五 六 ・ 〇四	五 六 ・ 〇 三	
五六〇六・〇〇	五六〇五・〇〇			
ジンプヤーン(第五四・〇四項又は第五四・〇五項	し、ジンプヤーンであるかないかを問わない。)する物品で、糸状、ストリップ状又は粉状の金属とする物品で、糸状、ストリップ状又は粉状の金属とな属を交えた糸(紡織用繊維の糸及び第五四・○四	し又は被覆したものに限る。) し又は被覆したものに限る。)並びに紡織用繊維の糸及び第五四・○五項のストリップその他これに類す限る。)並びに紡織用繊維の糸及び第五四・○四項 し又は被覆したものに限る。)	ものであるかないかを問わない。)	たものであるかないかを問わない。)
四・〇五項 料を使用する場合には、当	<ul> <li>□・○十項から第五五・一</li> <li>□・○一項から第五四・○</li> <li>□・○一項から第五四・○</li> <li>□・○一項から第五四・○</li> <li>五・○八項から第五四・○</li> <li>五・○八項から第五三・</li> </ul>	CC(第五○・○四項から第五 第五二・○四項から第五 第五二・○○項までの各項、 第五二・○○項までの各項、	類からの変更を除く。) 五・○八項から第五五・一 一項までの各項又は第五四	二・一二項までの各項、第

T

第五一・一一項から第五℃℃(第五○・○七項、	じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物			第五七類
	ブルの製品(他の項に該当するものを除く。)リップその他これに類する物品、ひも、綱又はケー糸、第五四・〇四項若しくは第五四・〇五項のスト	五六〇九・〇〇	五六・〇九	
	維製のものに限る。) 及び漁網その他の網(製品にしたもので、紡織用繊結び網地(ひも又は綱から製造したものに限る。)		五六・〇八	
	くは被覆したものであるかないかを問わない。)ム若しくはプラスチックを染み込ませ、塗布し若しひも、綱及びケーブル(組んであるかないか又はゴ		五六・〇七	
紡績される場合に限る。) お績される場合の構成国で すジア諸国連合の構成国で して、 がずれかの締約国又は東南 し、 がすれがの。 「、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	お績される場合に限る。) 及びループウェールヤーン (フロックシェニールヤーンを含) ある第三国において完全にひ馬毛をしん糸に使用したジンプヤーンを除く。)、 アジア諸国連合の構成国でのストリップその他これに類する物品をしんに使用 該非原産材料のそれぞれが			

項、 Ŧ. 五四・〇六項までの各項又 ら第五三・〇八項までの各 項から第五二・○七項まで ○・○四項から第五○・○ の変更を除く。) 五・一六項までの各項から は第五五・〇八項から第五 の各項、第五三・〇六項か までの各項、第五二・〇四 ○六項から第五一・一○項 六項までの各項、第五一・ は第五五・一二項から第五 ○七項、第五四・○八項又 三・〇九項から第五三・一 五二・〇八項から第五二・ 一・一三項までの各項、 一二項までの各項、 項までの各項、 第五四・〇一項から第 一一項までの各項の非 第 五 四 (第五 第 五 第

<ul> <li>CC(第五○・○四項から第五○・○六項までの各項、第五二・○○元項から第五○・○六項から第五三・○○八項までの各項、第五三・○○六項から第五三・○○○一項から第五三・○○○一項から第五三・○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○</li></ul>	物、トリミング及びししゅう布	第五八 叛
原産材料を使用する場合に限 に、当該非原産材料のそれ に国である第三国において 完全に紡績される場合に限 る。)		

供する種類の CC(第五〇・〇七項、 供する種類の CC(第五〇・〇七項、 一工項までの各項、第五 一工項までの各項、第五 二項までの各項、第五 二項までの各項、第五 二・〇九項から第五三・一 一項までの各項、第五四・ 〇七項、第五四・〇八項又 二・一二項までの各項、第五 二・一	書籍装丁用その他これに類する用途に供する種類の	五 九 ・ 〇 一	
	維の織物類及び工業用の紡織用繊維製品染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した紡織用繊		第 五 九 類
紡績される場合に限る。) 約績される場合に限る。)			

五三・〇九項から第五三・ 五九・〇二 五九・〇二 五九・〇二 五九・〇二 五一・〇八項から第五 二・一二項までの各項、第 五一・一三項までの各項、第 五一・一三項までの各項、第 二・一二項までの各項、第 二・一二項までの各項、第 二・一二項までの各項、第	<ul> <li>□一項までの各項、第五</li> <li>□一項までの各項、第五</li> <li>□四項から第五</li> <li>□四項から第五</li> <li>□一・○六項から第五</li> <li>□四項から第五</li> <li>□四項から第五</li> <li>□二項から</li> <li>二・○六項から</li> <li>二・○</li> <li>□四項から</li> <li>第五</li> <li>二・○</li> <li>□四項から</li> <li>第五</li> <li>二・○</li> <li>□</li> <li>□</li></ul>			
		0のに限る。)	五 九	

〇七項、第五四・〇八項又			
一項までの各項、第五四・	いかを問わない。)		
ってあるかな 三・〇九項から第五三・一	し又は被覆したもの(特定の形状に切ってあるかな		
一二項までの各項、第五	リノリウム及び床用敷物で紡織用繊維の基布に塗布	五九・〇四	
五二・〇八項から第五二・			
一・一三項までの各項、	第五九・〇二項のものを除く。)		
第五一・一一項から第五	塗布し、被覆し又は積層したものに限るものとし、		
CC(第五〇・〇七項、	紡織用繊維の織物類(プラスチックを染み込ませ、	 五九・〇三	
に限る。)			
いて完全に紡績される場合			
の構成国である第三国にお			
国又は東南アジア諸国連合			
それぞれがいずれかの締約			
合には、当該非原産材料の			
の非原産材料を使用する場			
第五五・一一項までの各項			
項又は第五五・○八項から			
ら第五四・〇六項までの各			
の各項、第五四・〇一項か		 	

~				
	~			
<b></b> イートーン イートー イートー イートー イートー イートー イートー イート	品(他の材料により内張りし又は補強したもの及び			
に類する管状の製 ぞれがいずれかの締	紡織用繊維製のホースその他これに類する管状の製	五九〇九・〇〇	五九・〇九	
Line (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)				
かを問わない。)   原産材料を使用する場合に	管状編物(染み込ませてあるかないかを問わない。			
カスマントル用の 五・一一項までの各項の	並びに白熱ガスマントル及び白熱ガス			
るものに限る。)│は第五五・○八項から第五	用その他これらに類する用途に供するも			
ター用、ろうそく 五四・○六項までの各項又	で、ランプ用、ストーブ用、ライター用、ろうそく			
組み又は編んだもの 項、第五四・○一項から第	紡織用繊維製のしん(織り、組み	五九〇八・〇〇	五九・〇八	
ら第五三・〇八項までの各				
の各項、第五三・〇六項か	案を描いた織物類			
物品に使用する図│項から第五二・○七項まで	オ用の背景幕その他これに類する物品に使用する図			
劇場用又はスタジ│までの各項、第五二・○	又は被覆したものに限る。)及び劇場用又はスタジ			
(染み込ませ、塗布し ○六項から第五一・一○項	その他の紡織用繊維の織物類(染	五九〇七・〇〇	五九・〇七	
六項までの各項、第五一・				
○・○四項から第五○・	項のものを除く。)			
頬(第五九・○二│の変更を除く。)	ゴム加工をした紡織用繊維の織物類		五九・〇六	
五・一六項までの各項から				
は第五五・一二項から第五	紡織用繊維の壁面被覆材	五九〇五・〇〇	五九・〇五	

			る <sup>°</sup> )
五九・一〇	五九一〇・〇〇	伝動用又はコンベヤ用のベルト及びベルチング(紡	CTH(第五〇・〇七
		織用繊維製のものに限るものとし、プラスチックを	項、第五一・一一項から第
		染み込ませ、塗布し、被覆し若しくは積層してある	五一・一三項までの各項、
		かないか又は金属その他の材料により補強してある	第五二・〇八項から第五
		かないかを問わない。)	二・一二項までの各項、第
			五三・〇九項から第五三・
			一一項までの各項、第五
			四・〇七項、第五四・〇八
			項又は第五五・一二項から
			第五五・一六項までの各項
			からの変更を除く。)(第
			五〇・〇四項から第五〇・
			○六項までの各項、第五
			一・〇六項から第五一・一
			○項までの各項、第五二・
			○四項から第五二・○七項
			までの各項、第五三・〇六
			項から第五三・○八項まで

○ して に の に て に の に て に の に て に の に て の に の れ 項 か ら 第 五 に ・ ー 二 項 ま で の 各 項 、 第 五 ー ・ ー 三 項 ま で の 各 項 、 第 五 ー ・ ー て 項 ま で の 各 項 、 第 五 ー ・ ー て 項 ま で の 各 項 、 第 五 ー ・ ー て 重 ま で の 各 項 、 第 五 ー ・ ー て 重 ま で の 各 項 、 第 五 ー ・ ー て ま 、 の れ の か ら 第 五 ー ・ ー ー の れ の か ら 第 五 ー ・ ー ー の れ の か ら 第 五 ー ・ ー ー の れ の か ら 第 五 ー ・ ー ー の れ の か ら 第 五 ー ・ ー ー の れ の か ら 第 五 ー ・ ー ー の れ の か ら 第 五 ー ・ ー ー の れ の か ら 第 五 ー ・ ー ー の れ の か ら 第 五 ー ー ー の れ の か ら 第 五 ー ー ー の れ の か ら 第 五 ー ー ー の れ の か ら 第 五 ー ー ー の れ の か ら 第 五 ー ー ー の れ の か ら 第 五 ー ー ー の れ の か ら 第 五 ー ー ー の れ の か ら 第 五 ー ー ー の れ の か ら 第 五 ー ー ー の れ の か ら 第 五 ー ー ー の れ の か ら 第 五 ー ー ー の れ の か ら 第 五 ー ー ー の れ の か ら 第 五 ー ー ー の れ の か ら 第 五 ー ー ー の れ の か ら 第 五 ー ー ー の れ の か ら の れ の か ら の れ の の れ の れ の の れ の れ の れ の れ の れ の	ので、この類の注てのものに限る。)	 五 九	
の各項、第五四・○一項か ら第五四・○六項までの各 項又は第五五・一一項までの各項 でたされがいずれかの締約 に限る。)			

完全に紡績される場合に限
成国である第三国において
は東南アジア諸国連合の構
ぞれがいずれかの締約国又
は、当該非原産材料のそれ
原産材料を使用する場合に
五・一一項までの各項の非
は第五五・〇八項から第五
五四・〇六項までの各項又
項、第五四・〇一項から第
ら第五三・〇八項までの各
の各項、第五三・〇六項か
項から第五二・○七項まで
までの各項、第五二・〇四
○六項から第五一・一○項
六項までの各項、第五一・
○・○四項から第五○・○
の変更を除く。)(第五
五・一六項までの各項から
は第五五・一二項から第五

紡績され、又は浸染され、		 
まる第三国において完全に		
アジア諸国連合の構成国で		
いずれかの締約国又は東南		
該非原産材料のそれぞれが		
料を使用する場合には、当		
一項までの各項の非原産材		
五・〇八項から第五五・一		
六項までの各項又は第五		
四・○一項から第五四・○		
○八項までの各項、第五		
五三・〇六項から第五三・		
二・〇七項までの各項、第		
第五二・〇四項から第五		
五一・一〇項までの各項、		
項、第五一・〇六項から第		
ら第五〇・〇六項までの各		
CC(第五○・○四項か	メリヤス編物及びクロセ編物	第六○類
る <sup>。</sup> )		

のを除く。) 五二・○八項から第五二・ トその他これ 一・一三項までの各項、第五 、ケープ、ク CC(第五○・○七項、	「二項までの各項、第五ローク、アノラック(スキージャケットその他これ 一・一三項までの各項、第五ローク、アノラック(スキージャケットを含む。)、 第五一・一一項から第五二・男子用のオーバーコート、カーコート、ケープ、ク CC(第五○・〇七項、	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
	のものを除く。) 衣類及び衣類附属品(メリヤス編み又はクロセ編み		第六二類
○七項、第五四・○八項、 第五五・一二項から第五 た一六項までの各項又は 第六○類の非原産材料を使 諸国連合の構成国である第 三国において完全にメリヤ ス編みされ、又はクロセ編 みされる場合に限る。)			

はクロセ編み 一・一三項までの各項、第ひこれらの部 第五一・ 一一項から第五スペンダー、 CC(第五〇・〇七項、	リヤス編みであるかないか又はその他これらに類する製品及び-、ガードル、コルセット、サ	六 二・ 一 二	
ひにその	也り欠頁トラックスーツ、スキースーツ及び水着並びにその	六二・一 二	
<sup>1</sup> 項 第 の 縦 り ・	類から製品にしたものに限る。) 〇三項、第五九・〇六項又は第五九・〇七項の織物衣類(第五六・〇二項、第五六・〇三項、第五六・〇三項、第五九・	ホニ・一〇	
	乳児用の衣類及び衣類附属品	六二・〇九	
品 - ィ 肌 ブ 、着 、ナ 、 ド イ ス	レッシングガウンその他これらに類する製品トドレス、パジャマ、ネグリジェ、バスローブ、ドリップ、ペティコート、ブリーフ、パンティ、ナイ女子用のシングレットその他これに類する肌着、ス	六 二・ 〇 八	
他これら	に類する製品マ、バスローブ、ドレッシングガウンその他これら		

一・一三項までの各項、第 一・一三項までの各項、第	ショール、スカーフ、マフラー、マンティーラ、	 六二・一四	
第 ⊆ ・ 一 一 頁 ひ っ 第 ⊆ C C ( 第 五 ○ ・ ○ 七 項 、	ハンカチ	大二・一三	
れる場合に限る。)			
れ、若しくはクロセ編みさ			
れ、又はメリヤス編みさ			
三国において完全に製織さ			
諸国連合の構成国である第			
かの締約国又は東南アジア			
産材料のそれぞれがいずれ			
用する場合には、当該非原			
第六〇類の非原産材料を使			
五・一六項までの各項又は			
第五五・一二項から第五			
○七項、第五四・○八項、			
一項までの各項、第五四・			
三・〇九項から第五三・一			
一二項までの各項、第五			
五二・〇八項から第五二・	であるかないかを問わない。)	 	

第五一・一平から第五				
	毛布及びひざ掛け		大三・〇一	
	紡織用繊維の中古の物品及びぼろ紡織用繊維のその他の製品、セット、中古の衣類、			第六三類
れる場合に限る。)				
三国において完全に製織さ				
諸国連合の構成国である第				
かの締約国又は東南アジア				
産材料のそれぞれがいずれ				
用する場合には、当該非原	ものを除く。)			
第六〇類の非原産材料を使	び衣類又は衣類附属品の部分品(第六二・一二項の			
五・一六項までの各項又は	その他の衣類附属品(製品にしたものに限る。)及五・一六項までの各項又は		六二・一七	
第五五・一二項から第五				
○七項、第五四・○八項、	手袋、ミトン及びミット	ホニーホ・〇〇	六二・一六	
一項までの各項、第五四・				
三・〇九項から第五三・一	ネクタイ		六二・一五	
一二項までの各項、第五				
五二・〇八項から第五二・	ベールその他これらに類する製品			

	しゅうを施したテーブルクロス又はナプキンその他いかを問わないものとし、ラグ、つづれ織物、し織物と糸から成るセット(附属品を有するか有しな	六三〇八・〇〇	六三・〇八	
れる場合に限る。)	品にしたものに限る。)			
三国において完全に事権で	その他のもの(ドレスパターンを含むものとし、製		六三・〇七	
諸国連合の構成国である第	る。)並びにキャンプ用品			
かの締約国又は東南アジア	セールボード用又はランドクラフト用のものに限			
産材料のそれぞれがいずれ	ターポリン及び日よけ、テント、帆(ボート用、		六三・〇六	
用する場合には、当該非原				
第六〇類の非原産材料を使	包装に使用する種類の袋		六三・〇五	
五・一六項までの各項又は				
第五五・一二項から第五	その他の室内用品(第九四・〇四項のものを除く。)		六三・〇四	
○七項、第五四・○八項、				
一項までの各項、第五四・	ド、カーテンバランス及びベッドバランス			
三・〇九項から第五三・一	カーテン(ドレープを含む。)、室内用ブライン		大三・〇三	
一二項までの各項、第五				
五二・〇八項から第五二・	及びキッチンリネン			
ットリネン 一・一三項までの各項、第	ベッドリネン、テーブルリネン、トイレットリネン		大三・〇二	

及びマンショ     C     C       して     C     C       して     C     C       こ     C     C	ハ五・〇一 六五〇一・〇〇 フェルト製の帽体(成型し又はつばを付けたもの 加ら第六七類まで) 「五〇一・〇〇 フェルト製の帽体(成型し又はつばを付けたもの に、、、シートステッキ及びむち並びにこれらの部分品、調製羽毛、羽 「二 六五〇一・〇〇 フェルト製の帽体(成型し又はつばを付けたもの に、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	六五〇一・〇〇     「トステック」		第     第     第       第     六     二       五     四     二       類     類     部       第     二     一       第     二     二       第     二     二       第     二     二       第     二     二
維のものに限 ブル又はこれ WO	4品のものに限る。)(紡織用繊維(びくず(ひも、綱若しくはケーブ		(二) (二)	
W O	中古の衣類その他の物品	六三〇九・〇〇	六三・〇九	
のもの	で、小売用の包装をしたものに限る。)これらに類する紡織用繊維製品を作るため			

第一三部 五			
石、プラスター、セメント、	六 五 ・ 〇 五	六 五 ・ 〇四	六 五 ・ 〇 二
セメント、石綿、		六五 〇四 ・ 〇〇	六五〇二 ・〇〇
雲母その他これらに類する材料の製品、陶	トリミングしてあるかないかを問わない。)とし、裏張りしてあるかないか又はとし、裏張りしてあるかないか又はトリミングしてあるかないか又はやりっプのものを除く。)から作ったものに限るものとし、フェルトその他の紡織用繊維の織物類(スト帽子(メリヤス編み又はクロセ編みのもの及びレー	ないかを問わない。)	<ul> <li>ものを除く。)</li> <li>         ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>
磁製品並びにガラス及びその製品(第六	C T H	C T H	C C

C C C C	びにガラス製のマイクロスフィア(直径が一ミリびにガラス製のマイクロスフィア(直径が一ミリーンにガラス製のマイクロスフィア)	七 〇 一 八 ・ 九 〇 〇		
	像その他の装飾品(身辺用模造細貨類を除く。) 並ガラス製のビーズ、模造真珠、模造貴石、模造半貴ガラス製のビーズ、模造真珠、模造貴石、模造半貴ガラス裂のビーズ、模造真珠、模造貴石、模造半貴		七 〇 - 八	第 七 〇 類
		(まで)	八類から第七〇類まで)	八類

	セー・01	±  0	第七一類	第一四部 天然又は養殖の真珠、
 ± 1011 · 10				貴石、半貴石、
選別してないもの	のとし、取り付けたものを除く。) ダイヤモンド(加工してあるかないかを問わないも	ていた。) 常都で「「「「」」」 「」」 「」」 「」」 「」」 「」」 「」」	細貨類並びに貨幣細貨類並びに貨幣、単人の製品、身辺用模造天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴	貴金属及び貴金属を張った金属並びにこれらの製品、
C C		C C		身辺用模造細貨類並びに貨

	を含む。) を含む。)		セー・0三	
C T H	その他のもの	七一〇二・三九		
C C	はブルーチしたもの加工してないもの及び単にひき、クリーブし又	セーロー・ミー		
	工業用以外のもの			
C T H	その他のもの	七一〇二・二九		
C C	はブルーチしたもの加工してないもの及び単にひき、クリーブし又	セー011・111		
	工業用のもの			

セ ー ー 二	七一・〇五	七 一 ・ 〇 四				
			七一〇三・九九	七一〇三・九一		セー 〇三・一 〇
貴金属の回収に使用する種類のその他のくずで貴金貴金属又は貴金属を張った金属のくず及び主として	天然又は合成の貴石又は半貴石のダスト及び粉	送のために一時的に糸に通したものを含む。)格付けしてない合成又は再生の貴石又は半貴石を輸いか又は格付けしてあるかないかを問わないものと、糸通しし又は取り付けたものを除く。ただし、ら成又は再生の貴石及び半貴石(加工してあるかな	その他のもの	ルビー、サファイヤ及びエメラルド	その他の加工をしたもの	作ったもの、単にひいたもの及び粗く形
W O	C T H	C T H	C T H	C T H		C C

七一・一六	七 一 五	七 一 一 四	七一 - 1 三	
生の貴石若しくは半貴石の製品天然若しくは養殖の真珠又は天然、合成若しくは再	その他の製品(貴金属製又は貴金属を張った金属製	#工品及びその部分品 (貴金属製又は貴金属を張っ	を張った金属製のものに限る。)	属又はその化合物を含有するもの
各項、第七一・一七項、第 ひて田(第七一・一三項	て T H (第七一・一三     アを除く。)     アを除く。)	らの変更を除く。) てTH(第七一・一五項から第 の変更を除く。)	各項からの変更を除く。)から第七一・一八項までの	

LVC四十パーセント又	鉄鉱石を直接還元して得た鉄鋼その他の海綿状の鉄		1:10 · 1:17	
LVC四十パーセント又は、	一次形状のものに限る。)		セニ・ 0	
	鉄鋼			第七二類
	- 八三類まで)	品(第七二類から第八三類まで)	卑金属及びその製品	第一五部 卑公
各項からの変更を除く。)から第七一・一六項までのCTH(第七一・一三項	身辺用模造細貨類		セ ー ・ セ	
七一・一八項、第七一〇 三九号、第七一〇三・九九号 、第七一〇三・九九号又 は第七一〇四・九〇号から の変更を除く。)				

L∨C四十パーセント又は、	鉄又は非合金鋼の半製品	セニー・ヘイ	
LVC四十パーセント又は、	鉄又は非合金鋼のインゴットその他の一次形状のも	七二・〇六	
WO	鉄鋼のくず及び鉄鋼の再溶解用のインゴット	七二・〇四	
C C C	のに限る。) (ランプ、ペレットその他これらに類する形状のも鋼及び重量比による純度が九九・九四%以上の鉄		

らの変更を除く。) LVC四十パーセント又 は、 してTH(第七二・○一項 してTH(第七二・○一項	し、めっきし又は被覆したものを除く。) ミリメートル未満のものに限るものとし、クラッド 鉄又は非合金鋼のフラットロール製品(幅が六〇〇		セ ニ ・	
変更を除く。) 変更を除く。)	ものを除く。) したもので、幅が六〇〇ミリメートル以上のものに 鉄又は非合金鋼のフラットロール製品(冷間圧延を	〇 九	七 二・ 〇 九	
LVC四十パーセント又 こ TH(第七二・○一項 て TH(第七二・○一項 らの変更を除く。)	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品(熱間圧延を	<u><u></u></u>	七二・O八	

各項からの変更を除く。) とTH(第七二・一三項 は、	鉄又は非合金鋼の線	セニー・	
らの変更を除く。) し∨ C四十パーセント又	鉄又は非合金鋼の形鋼	七 二 ・ 一 六	
LVC四十パーセント又 にTH(第七二・○一項 た二・二九項までの各項か らの変更を除く。)	鉄又は非合金鋼のその他の棒	上 二 ・ 五	

座鉄く ら第七二・〇九項までの各の CC(第七二・〇七項かけ、 しVC四十パーセント又	に限る。)並びにまくら木、継目板、座鉄、座鉄く(鉄鋼製の建設資材で鉄道又は軌道の線路用のものレール、轍差、転轍棒その他の分岐器の構成部分レール、ガードレール、ラックレール及びトング	111-011	
ロ変更を除く。)	鋼矢板(穴をあけてあるかないか又は組み合わせて	七三・〇一	七 三
	鉄鋼製品		第七三類
LVC四十パーセント又 に て 日 ( 第 七 二 一 九 ・ 九 〇 号 ま で の 各 号 から 第 七 二 一 九 ・ 九 〇 、 、 、 )	ステンレス鋼のフラットロール製品(幅が六〇〇ミ	セニー・ 	<u> </u>

ー トルを超え そ 代 町 の ド 子 に の と ろ	るものに限る。) るものに限る。)		七三・〇五	
も の に	<b>ものとし、鋳鉄製のものを除く。)</b>		七三・〇四	
	鋳鉄製の管及び中空の形材	00 · [110]11.17	년 - 19 - 19 - 19 - 19 - 19 - 19 - 19 - 19	
くは、床板、	線路用のものに限る。) を用するもの(鉄鋼製の建設資材で鉄道又は軌道の なび、ソールプレート、レールクリップ、床板、タ			

			七三・〇六
七三〇六・一九	七三〇六・一一		
そ の 他 の も の	溶接管(ステンレス鋼製のものに限る。)	油又はガスの輸送に使用する種類のラインパイプ	れらに類する接合をしたもの) プンシームのもの及び溶接、リベット接合その他こ 鉄鋼製のその他の管及び中空の形材(例えば、オー
く。) く。)	<ul> <li>LVC四十パーセント又</li> <li>CC(第七二・○八項、</li> <li>第七二・○九項又は第七</li> <li>二・一一項からの変更を除</li> <li>く。)</li> </ul>		

t	ť	t	
七三〇六・三〇	七三〇六・二九	七三〇六・二一	
横断面が円形のものに限る。)その他の溶接管(鉄鋼又は非合金鋼製のもので、	その他のもの	溶接管(ステンレス鋼製のものに限る。)	びチュービング
は、 LVC四十パーセント又	<ul> <li>く。)</li> <li>く。)</li> </ul>	<ul> <li>く。)</li> <li>く。)</li> </ul>	

七三〇六・六一		七三〇六・五〇	七三〇六・四〇	
横断面が正方形又は長方形のもの	その他の溶接管(横断面が円形のものを除く。)	その他の溶接管 (その他の合金鋼製のもので、横	面が円形のものに限る。)	
は、LVC四十パーセント又		<ul> <li>LVC四十パーセント又</li> <li>CC(第七二・○八項、</li> <li>第七二・○九項又は第七</li> <li>ニ・一一項からの変更を除</li> <li>く。)</li> </ul>	は、 LVC四十パーセント ス	く。) て C (第七二・○八項、

セミ・ヘセ	七三〇六・九〇	七三〇六・六九	
鉄鋼製の管用継手(例えば、カップリング、エル	その他のもの	その他のもの(横断面が円形のものを除く。)	
<u>.</u>	<ul> <li>し</li> <li>こ</li> <li>こ</li> <li>こ</li> <li>こ</li> <li>一</li> <li>可</li> <li>力</li> <li>項</li> <li>又</li> <li>こ</li> <li>し</li> <li>い</li> <li>し</li> <li>い</li> <li>に</li> <li>い</li> <li>に</li> <li>い</li> <li>に</li> <li>い</li> <li>に</li> <li>い</li> <li>に</li> <li>い</li> <li>い</li></ul>	してした。	く。) てて(第七二・○八項、

七三〇七・二二	七三〇七・二二		七三〇七・一九	七三〇七・一一		
に限る。) エルボー、ベンド及びスリーブ(ねじ式のもの	フランジ	その他のもの(ステンレス鋼製のものに限る。)	その他のもの	非可鍛鋳鉄製のもの	鋳造した継手	ボー及びスリーブ)
は、LVC四十パーセント又	は、 LVC四十パーセント ス		は、 LVC四十パーセント ス	は、 LVC四十パーセント ス		

七三〇七・九二	七三〇七・九一		七三〇七・二九	セミロナ・11=	
に限る。)	フランジ	その他のもの	その他のもの	継手(突合せ溶接式のものに限る。)	
から第七三・〇六項までのは、 CTH(第七三・〇四項	は、 LVC四十パーセント ス		は、 C C 四十パーセント又	は、 LVC四十パーセント ス	C C

らの変更を除く。) とVC四十パーセント又 らの変更を除く。)	形材、管その他これらに類する物品で、「「「「「「」」」で、「「」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」		七三 ・ O 八	
各項からの変更を除く。)	その他のもの	七三〇七・九九		
各項からの変更を除く。) とTH(第七三・○四項 は、 しVC四十パーセント又	継手(突合せ溶接式のものに限る。)	七三〇七・九三		
各項からの変更を除く。)				

	+=	七三 ・ の 九
七三10・10	0	〕 九 七三 〇九 ・ 〇 〇
内容積が五〇リットル以上のもの	用の装置を有するものを除く。)用の装置を有するものを除く。)用の装置を有するものを除く。) 新してあるかないかを問わず、圧縮ガス用又は液化めに限るものとし、内張りしてあるかないか又は断めに限るものとし、内張りしてあるかないか又は断めに服るものをかないかを問わず、圧縮ガス用又は液化が、してあるかないかを問わず、圧縮ガスのものとし、	のを除く。) のを除く。)
ら第七二・一二項までの各 CC(第七二・○八項か は、		る容器(内容 LVC四十パーセント又る容器(内容 LVC四十パーセント又のもの及び機 ら第七二・一二項までの各地でで(第七二・〇八項かた二・二五項又は第七二・二六項からの変更をです。 に二・二六項からの変更を

七三・一一 七三一一・〇〇 圧	七三一〇・二九	七三一〇・二一			
圧縮ガス用又は液化ガス用の鉄鋼製の容器	その他のもの	缶(はんだ付け又はクリンプ加工により密閉す	内容積が五〇リットル未満のもの		
は、 LVC四十パーセント又	項からの変更を除く。) 「「「「「「「「」」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」	, L V C 四十パーセント又 項からの変更を除く。)		除く。)	○ 「 「 「 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、

		キャー・111	
		00 · III I III+	
ルのに限る。)並びに鉄鋼製のエキスパンデッドメタワイヤグリル、網及び柵(鉄鋼の線から製造したもワイヤクロス(ワイヤエンドレスバンドを含む。)、		鉄鋼製のより線、ロープ、ケーブル、組ひも、スリ 鉄鋼製の有刺線並びに鉄鋼製の帯又は平線をねじっ	
	<ul> <li>CC(第七二・一三項から</li> <li>項又は第七二・一五項までの各</li> <li>の変更を除く。)</li> </ul>	更はは	C C

七三一回・110	七三一四・一九	七三一旦・一旦	七三一四・一二	
の交点を溶接したものに限る。)の交点を溶接したものに限る。)	その他のもの	に限る。)	製のものに限る。) 機械用ワイヤエンドレスバンド(ステンレス鋼	織ったワイヤクロス
項からの変更を除く。) 「「「「「「「「」」」」 「」」 「」」 「」」 「」」 「」」	は 、 し V C 四 十 パーセント 又	L V C 四十パーセント又 C C	は、 LVC四十パーセント又 CC	

CC(第七二・○八項かは、	亜鉛をめっきしたもの	七三一四・四一	
	その他のワイヤクロス、ワイヤグリル、網及び柵		
項からの変更を除く。) CC(第七二・○八項か			
LVC四十パーセント又	その他のもの	七三一四・三九	
項からの変更を除く。) ら第七二・一七項までの各 CC(第七二・○八項か			
LVC四十パーセント又	亜鉛をめっきしたもの	七三一四・三一	
	溶接したものに限る。)		

項からの変更を除く。)       CC(第七二・○八項か CC(第七二・○八項か	エキスパンデッドメタル	七三一四・五〇	
項からの変更を除く。)	その他のもの	七三一四・四九	
項からの変更を除く。)	プラスチックを被覆したもの	꾸비│ <b>띵</b> ・민	
項からの変更を除く。)ら第七二・一七項までの各			

CC(第七二・一三項か は、 しVC四十パーセント又	キン、クロセ編み用手針、ししゅう用穴あけ手針そものを除く。)及び鉄鋼製の手縫針、手編針、ボド鉄鋼製の安全ピンその他のピン(他の項に該当する		七三・一九	
項からの変更を除く。) 項からの変更を除く。)	するものを含む。)するものを含む。)	七三一七·00	セニ・ーセ	
LVC四十パーセント又 CC	鉄鋼製のいかり及びその部分品	七三一六・〇〇	七三・一六	
項からの変更を除く。) 「 L V C 四十パーセント又 ら第七二・一七項までの各 の の の の の の の の の の の の の	鉄鋼製の鎖及びその部分品		七 三 ・ 一 五	

七三・二五	七三・二四	上 二 1 二 1	七三・110	
その他の鋳造製品(鉄鋼製のものに限る。	衛生用品及びその部分品(鉄鋼製のも	ググラブその他これらに類する製品鉄鋼製の瓶洗い、ポリッシングパッド、ポリッシン品(鉄鋼製のものに限る。)、鉄鋼のウール並びに食卓用品、台所用品その他の家庭用品及びその部分	鉄鋼製のばね及びばね板	の他これらに類する物品
№る。)	6のに限る。) LVC四十パーセント又	F、ポリッシン CC のウール並びに は、 CC	項からの変更を除く。) CC(第七二・○八項か は、	項からの変更を除く。)

CC(第七二・一三項か は、	鉄鋼の線から製造したもの	七三二六・二〇		
らの変更を除く。) └VC四十パーセント又	その他のもの	七三三六・一九		
らの変更を除く。)	に類する製品	七三二六・一一		
	除く。)			
	その他の鉄鋼製品		ンニ・ニト	
C C				

				らの変更を除く。)
第七四類			銅及びその製品	
	七回・〇四	七回〇回・〇〇	銅のくず	W O
第七五類			ニッケル及びその製品	
	七五・〇三	七角〇三・〇〇	ニッケルのくず	W O
第七六類			アルミニウム及びその製品	
	七六・〇一		アルミニウムの塊	LVC四十パーセント又 は、 CC
	七六・〇二	七六〇二・〇〇	アルミニウムのくず	WO
第七八類			鉛及びその製品	

<u>八</u>			八一	第 八 一類	八 〇	第八〇類	- 七九	第 七 九 類	  工
八 · · ·					八 〇・〇二		七九・〇二		七八・〇二
	八一〇一・九七				K0011 • 00		七九〇二・〇〇		七八〇二・〇〇
モリブデン及びその製品(くずを含む。)	くお	注釈 粉を除く。	タングステン及びその製品(くずを含む。)	その他の卑金属及びサーメット並びにこれらの製品	すずのくず	すず及びその製品	亜鉛のくず	亜鉛及びその製品	鉛のくず
	W O				W O		W O		ΨO

八一・〇七		八 一 ・ 〇 五		八一・〇四		八一・〇三		
	八一〇五・三〇		八一〇四・二〇		人一〇三・三〇		八一〇二・九七	
カドミウム及びその製品(くずを含む。)	く歩	並びにコバルト及びその製品(くずを含む。)コバルトのマットその他コバルト製錬の中間生産物	くも	マグネシウム及びその製品(くずを含む。)	く歩	タンタル及びその製品(くずを含む。)	くず	注釈 粉を除く。
	WO		WO		WO		WO	

八 一 一 二		八 一 一 〇		八一・〇九		八 一 ・ 〇 八	
	八一 0・10		八一〇九・三〇		八一〇八・三〇		八一〇七・三〇
製品(くずを含む。) ウム及びタリウム(くずを含む。)並びにこれらのガリウム、ハフニウム、インジウム、ニオブ、レニベリリウム、クロム、ゲルマニウム、バナジウム、	くも	アンチモン及びその製品(くずを含む。)	く歩	ジルコニウム及びその製品(くずを含む。)	くず	チタン及びその製品(くずを含む。)	くず
	W O		W O		W O		W O

		第八三類						
	八 三 ・ の 五							
八三〇五・一〇			八 一 二 ・ 五 二		八 二 二 - 二 二		八 一 二 ・ 一 三 ・ 一 三	
書類とじ込み用金具	務用、いす張り用又は梱包用のもの) 事務用品及びストリップ状ステープル(例えば、事 コーナー、インデックスタグその他これらに類する 卑金属製の書類とじ込み用金具、クリップ、レター	各種の卑金属製品	くず	タリウム	くず	クロム	くず	ベリリウム
LVC四十パーセント又			W O		W O		W O	

八三 ・ 〇 八 (本 ク、 卑 会	八三〇六・二一		八三・〇六(雪	八 三 〇五 ・ 二 〇 マ	
(衣類、履物、日よけ、ハンドバッグ、旅行用具そク、アイ、アイレットその他これらに類する物品卑金属製の留金、留金付フレーム、バックル、フッ	貴金属をめっきしたもの	小像その他の装飾品	額縁その他これに類するフレーム及び鏡(電気式のものを除く。)、小像その他の装飾品、卑金属製のベル、ゴングその他これらに類する物品	ストリップ状ステープル	
	は、 LVC四十パーセント ス H			は、 LVC四十パーセント ス H	C T S H

レビジョンの映像及び音声の記録用又は	(第八四類及び第八五類)に録音機、音声再生機並びにテ	再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品機械類及び電気機器並びにこれらの部分品並び	用の機器並びに類及び電気機器	第 一 六 部 機 械	
は C T S H H ン ト ス	させて製造した金属吹付け用の線及び棒に充てんしたものに限る。)並びに卑金属粉を凝結用する種類のもので、フラックスを被覆し又はしん炭化物のはんだ付け、ろう付け、溶接又は融着に使卑金属製又は金属炭化物製の線、棒、管、板、アー		八 三 · 一		
は、 L V C T S H H ーセント ス	管リベット及びふたまたリベット	八三〇八・二〇			
は、 LVC四十パーセント ス H	フック、アイ及びアイレット	八 三 〇 八 ・ 一 〇			
	ベット、ふたまたリベット、ビーズ及びスパングルの他の製品に使用する種類のものに限る。)、管リ				

八四・〇二				八四・〇一	第八四類
0	人凹〇一・三〇	人凹〇一・二〇	八凹〇一・一〇	01	
るセントラルヒーティング用温水ボイラーを除く。)蒸気発生ボイラー(低圧蒸気も発生することができ	る。) る。)	同位体分離用機器及びその部分品	原子炉	使用のものに限る。)及び同位体分離用機器原子炉、原子炉用核燃料要素(カートリッジ式で未	原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品
	L V C 四十パーセント C T S H	L V C 四十パーセント又 C T S H	L V C 四十パーセント C T S H		

人国〇二・二〇	八四〇二・一九	八四〇二・一二	八 四 〇 二 ・ 一		
過熱水ボイラー	含む。)	下のものに限る。)	超えるものに限る。) 水管ボイラー(蒸気の発生量が毎時四五トンを	蒸気発生ボイラー	及び過熱水ボイラー
L V C 四十パーセント て T S H	L V C 四十パーセント て T S H	は、 LVC四十パーセント ス	は、 LVC四十パーセント ス		

		八 四 一 〇			八 四 ・ 四
八 四 一 〇 ・ 一			八四〇四・二〇	八 四 〇 四 ・ 一 〇	
出力が一、〇〇〇キロワット以下のもの	液体タービン及び水車	液体タービン及び水車並びにこれらの調速機	蒸気原動機用復水器	ボイラー用のものに限る。)	機用復水器(第八四・○二項又は第八四・○三項のボ
は、 LVC四 H H レ レ C T S H			は、 LVC四十パーセント ス H	は、 L V C T S H H ー セント ス	

			/		
			八 四 · 一		
八 四 一 · 二	八四一			人団一〇・一三	八 四 一 〇 ・ 一 二
推力が二五キロニュートンを超えるもの	推力が二五キロニュートン以下のもの	ターボジェット	ビン	出力が一〇、〇〇〇キロワットを超えるもの	○キロワット以下のもの
は、LVC四十パーセント又	は 、 L V C 四 十 パ ー セン ト 又			L V C 四十パーセント又 C T S H	L V C 四十パーセント C T S H

八 四 一 ・ 八 二	八四 一 · 八 一		八 四 一 - 二	八 四 一 - 二		
出力が五、〇〇〇キロワットを超えるもの	出力が五、〇〇〇キロワット以下のもの	その他のガスタービン	出力が一、一〇〇キロワットを超えるもの	出力が一、一〇〇キロワット以下のもの	ターボプロペラ	
は、LVC四十パーセント又	は、 L V C T S H H ーセント 又		は、 LVC四十パーセント ス H	は、 LVC四十パーセント ス H		C T S H

	気体原動機			
LVC四十パーセント又 は、 H	その他のもの	八四一二・二九		
LVC四十パーセント又 は、 H	直線運動式(シリンダー式)のもの	八 四 二 · 二		
	液体原動機			
LVC四十パーセント又 は、 H	反動エンジン(ターボジェットを除く。)	八 四 二 ・ 一 〇		
	その他の原動機		八 四 ・ 二	
C T S H				

		八 四 ・ 三			
八 四 三 •			八 四 二 ・ 八 〇	八 四 二 ・ 三 九	八 四 二 · 三 一
理場において使用する種類のものに限る。)燃料又は潤滑油の供給用ポンプ(給油所又は修	うに設計したものに限る。) ポンプ(計器付きのもの及び計器を取り付けるよ	及び液体エレベーター	その他のもの	その他のもの	直線運動式(シリンダー式)のもの
は、 し V C 四 + パ ー セント 又	5		は、 L V C 四十パーセント ス	は、 L V C 四十パーセント ス	は し V C T S H H レ レ ン ト ス

八四一三・五〇	八四一三・四〇	八四一三・三〇	八四一三・二〇	八 四 一 三 ・ 九	
その他の往復容積式ポンプ	コンクリートポンプ	トン式内燃機関用のものに限る。) 燃料用、潤滑油用又は冷却媒体用のポンプ(ピス	三・一九号の物品を除く。)	その他のもの	
は、 して四十パーセント又	は、 L V C 四 + パーセント 又	は、 LVC四十パーセント ス	L V C 四十パーセント C T S H	は、 LVC四十パーセント ス	C T S H

	八四一三・八二	八四 三 ・八 一		八四一三・七〇	八四一三・六〇	
	液体エレベーター	ポンプ	その他のポンプ及び液体エレベーター	その他の遠心ポンプ	その他の回転容積式ポンプ	
_	LVC四十パーセント又 CTSH	L V C 四十パーセント又 C T S H		は、 L V C 四十パーセント 又	は、 LVC四十パーセント ス	C T S H

				八 四 · 一 四
八 四 一 四 ・ 四 〇	八四一四・三〇	八四一四・二〇	八四 一 四 ・ 一 〇	
けたものに限る。)	のものに限る。) 圧縮機(冷蔵用又は冷凍用の機器に使用する種類	手押し式又は足踏み式の気体ポンプ	真空ポンプ	<b>かないかを問わない。)</b> ないかを問わない。) のに限るものとし、フィルターを取り付けてある がないかを問わない。)
は、 LVC四十パーセント ス	は、 L V C T S H H ーセント ス	は、 LVC四十パーセント ス H	は、 LVC四十パーセント ス H	

八					
八 四 ・ 五					
	八四一四・八〇	八四一四・六〇	八四一四・五九	八 四 一 四 ・ 五 一	
エアコンディショナー(動力駆動式ファン並びに温	その他のもの	ル以下のものに限る。) フード(水平面の最大側長が一二〇センチメート	その他のもの	自蔵するものに限る。)のファン(出力が一二五ワット以下の電動機を卓上用、床用、壁用、窓用、天井用又は屋根用	ファン
	L V C T S H H ン ト ス	は C T S H L V C 四 十 パ ー セント 又	は、 L V C 四十パーセント 又 H	は 、 L V C T S H ー セント 又	

八四 一五・八 二	八 四 一 五 ・ 八 一		八四一五・二〇	八四 一 五 一 〇	
限る。)	バルブ(可逆式ヒートポンプ)を自蔵するもの冷却ユニット及び冷却加熱サイクルの切換え用	その他のもの	る。) る。)	スプリットシステムのものに限る。) 窓又は壁に取り付けるもの(一体構造のもの又は	ものを含む。) し、湿度のみを単独で調節することができない度及び湿度を変化させる機構を有するものに限るも
は、LVC四十パーセント又	は、 L V C T S H ー セント ス		は、 LVC四十パーセント ス H	は、 LVC四十パーセント ス H	

			八 四 ・ 六		
八四一六・三〇	八四一六・二〇	八四一六・一〇		八四 一五 ・八 三	
メカニカルストーカー(機械式火格子、機械式灰	その他の炉用バーナー(複合型バーナーを含む。)	液体燃料用の炉用バーナー	れらに類する機械を含む。) トーカー(機械式火格子、機械式灰排出機その他こは気体燃料用のものに限る。) 及びメカニカルス炉用バーナー(液体燃料用、粉砕した固体燃料用又	冷却ユニットを自蔵しないもの	
LVC四十パーセント又	は、 LVC四十パーセント ス	L V C 四十パーセント て T S H		L V C 四十パーセント C T S H	C T S H

八 四 · 八	八	八	八	八四・一七	
	八四一七・八〇	八四一七・二〇	八四一七・一〇		
(電気式であるかないかを問わない。)及びヒート冷蔵庫、冷凍庫その他の冷蔵用又は冷凍用の機器	その他のもの	ベーカリーオーブン(ビスケットオーブンを含む。)	処理用のものに限る。)	るものとし、電気炉を除く。) 「「焼却炉を含み、工業用又は理化学用のものに限	排出機その他これらに類する機械を含む。)
	L V C 四十パーセント て T S H	LVC四十パーセント又 は、 CTSH	LVC四十パーセント又 は、 TSH		は、 C T S H

八 四 一 八 ・ 三 〇	八 四 一 八 ・ 二 九	八 四 一 八 ・ 二		八 四 一 八 ・ 一 〇	
のに限る。)	その他のもの	圧縮式のもの	家庭用冷蔵庫	のに限る。)	除く。)
は、 L V C T S H H ント 又	は、 CTSH LVC四十パーセント又	は、 CTSH LVC四十パーセント又		し L V C T S H ー セント 又	

八 四 八 ・ 六 九	八四一八・六一		八 四 一 八 ・ 五 〇	八 四 一 八 ・ 四 〇
その他のもの	ショナーを除く。)	プ その他の冷蔵用又は冷凍用の機器及びヒートポン	用の機器を自蔵するものに限る。)スその他これらに類するもので、冷蔵用又は冷凍キャビネット、展示用のカウンター、ショーケー貯蔵及び展示用のその他の備付品(チェスト、	直立型冷凍庫 (容量が九○○リットル以下のもの
は、 LVC四十パーセント ス H	L V C 四十パーセント又 C T S H		は、 L V C T S H ーセント ス	は、 L V C T S H H ン ト ス

			八 四 - 九
八 四 九 · 九	八 四 一 九 ・ 一 一		
その他のもの	瞬間ガス湯沸器	く。) 瞬間湯沸器及び貯蔵式湯沸器(電気式のものを除	く。)
は、 LVC四 H H レント ス	は、 LVC四十パーセント ス H		

八四一九・四〇	八 四 一 九 ・ 三 九	八四 一九 ・三二	八 四 九 ・ 三 一		八四 一 九 ・二 〇
蒸留用又は精留用の機器	その他のもの	木材用、紙パルプ用、紙用又は板紙用のもの	農産物用のもの	乾燥機	医療用又は理化学用の滅菌器
LVC四十パーセント又	は、 L V C T S H H ーセント ス	L V C 四十パーセント又 C T S H	L V C T S H H レ レ ン ト ス		L V C T S H H ン ト ス

八 四 九 ・ 八 九	八 四 九 ・ 八 一		八四一九・六〇	八四 一九 ・五〇	
その他のもの	は加熱用の機器	その他の機器	気体液化装置	熱交換装置	
は、 LVC四十パーセント ス H	は、 LVC四十パーセント ス H		L V C 四十パーセント C T S H	は、 LVC四十パーセント ス H	C T S H

			八 四 - 二		八四 - 二〇
八 四 二 ・ 二	八 四 二 ・ 一			八四二〇・一〇	
衣類脱水機	クリーム分離機	遠心分離機(遠心式脱水機を含む。)	は気体のろ過機及び清浄機 遠心分離機(遠心式脱水機を含む。) 並びに液体又	カレンダーその他のロール機	のものを除く。)及びこれらのシリンダーカレンダーその他のロール機(金属用又はガラス用
は、 LVC四十パーセント ス	は、 LVC四十パーセント ス H			は、 LVC四十パーセント ス H	

八四二一・二九	八 四 二 一 ・ 二 三	八四二一・二二	八四二一・二一		八 四 二 ・ 九
その他のもの	内燃機関の潤滑油又は燃料油のろ過機	飲料(水を除く。)のろ過用又は清浄用のもの	水のろ過用又は清浄用のもの	液体のろ過機及び清浄機	その他のもの
LVC四十パーセント又	は 、 L V C 四 十 パ ー セント 又	は 、 L V C 四 十 パ ー セン ト 又	は 、 L V C 四十パーセント 又		L V C 四十パーセント C T S H

八 四 二 二				
	八 四 二 ・ 三 九	八四二・三一		
む。)及び飲料用の炭酸ガス注入機に使用するものに限る。)、充てん用、封いの容器に使用するものに限る。)、瓶、ジャー、の他の容器に使用するものに限る。)、瓶、ゴャー、正使用するものに限る。)、充てん用、封口用、封口用するものに限る。)、充てん用、封口用、封皿洗機、清浄用又は乾燥用の機械(瓶その他の容器	その他のもの	内燃機関の吸気用のろ過機	気体のろ過機及び清浄機	
	は、 L T S H H ーセント ス	LVC四十パーセント又 CTSH		は、 C T S H

八四二二・三〇	八四二二・二〇	八四二三・一九	八四二二・	
の炭酸ガス注入機の炭酸ガス注入機	するものに限る。)	その他のもの	家庭用のもの	皿洗機
は、 L T S H H ーセント ス	は、 LVC四十パーセント ス H	L V C 四十パーセント C T S H	は、 LVC四十パーセント ス H	

			八 四 二 三	
八四三・三〇	八四二三・二〇	八四二三・一〇		八四二二・四〇
スケールを含む。) た重さの材料を送り出すためのはかり(ホッパー 定量はかり及び袋又は容器の中へあらかじめ決め	コンベヤ上の物品を連続的に計量するはかり	用はかり 年重測定機器(乳児用はかりを含む。)及び家庭	除く。)及び分銅 むものとし、感量が五〇ミリグラム以内のはかりを 重量測定機器(重量測定式の計数機及び検査機を含	その他の包装機械(熱収縮包装用機械を含む。)
は、 LVC四十パーセント ス H	は、 LVC四十パーセント R H	は、 LVC四十パーセント ス		は、 L V C T S H H ーセント ス

	する機器及び蒸気又は砂の吹付け機その他これに類いかを問わない。)、スプレーガンその他これに類わない。)、消化器(消火剤を充てんしてあるかな問のものに限るものとし、手動式であるかないかを問噴射用、散布用又は噴霧用の機器(液体用又は粉用		八 四 二 四	
は、 LVC四十パーセント ス H	その他のもの	八四二三・八九		
は、 L V C 四十パーセント ス H	○キログラム以下のもの	八四二三・八二		
は、 CTSH LVC四十パーセント又	最大ひょう量が三〇キログラム以下のもの	八四二三・八一		
	その他の重量測定機器			

八 四 二 四 ・ 八 一		八四二四・三〇	八四二四・二〇	八 四 二 四 ・ 一 〇	
農業用又は園芸用のもの	その他の機器	機器 機器	スプレーガンその他これに類する機器	ない。)	する噴射用機器
は、 L V C T S H H パーセント ス		は、 LVC四十パーセント R H	は、 LVC四十パーセント ス H	は、 LVC四十パーセント R H	

				八 四 三 二	
八四三二・二九	八四三二・二		八四三二・一〇		八四 二四・八 九
その他のもの	ディスクハロー	草機及びホー	プラウ	ラー用のものに限る。)及び芝生用又は運動場用のロー農業用、園芸用又は林業用の機械(整地用又は耕作	その他のもの
LVC四十パーセント又	は、 L V C T S H H ーセント ス		は、 LVC四十パーセント ス H		L V C 四十パーセント又 C T S H

八四・三三 「四・三三」 「項の機械を除く。) 「項の機械を除く。) 「四・三七」 「「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」<	八四三二・八〇       その他の機械         CTSH       LVC四十パー	八四三二・四〇 川四三二・四〇 に て て S H	八四三二・三〇     播種機、植付け機及び移植機     LVC四十パー       は、     LVC四十パー	C T S H
	C T S H H レ C 四 十 パ ー セント 又	C T S H H ーセント又	C T S H ーセント又	T S H

八四三三・四〇	八四三三・三〇	人国三三・二〇	八 四 三 三 ・ 一 九	八四三三・一一	
ラーを含む。)わら用又は牧草用のベーラー(ピックアップベー	その他の乾草製造用機械	バーを含む。)	その他のもの	む装置を有するものに限る。) 動力駆動式のもの(水平面上を回転して刈り込	芝生用、公園用又は運動場用の草刈機
LVC四十パーセント又 、	は、 CTSH H レVC四十パーセント又	L V C 四十パーセント又 C T S H	LVC四十パーセント又 CTSH	は、 CTSH H レVC四十パーセント又	

八四三三・五九	八四三三・五三	八四三三・五二	八四三三・五一		
その他のもの	根菜類又は塊茎の収穫機	その他の脱穀機	コンバイン	その他の収穫機及び脱穀機	
 L V C 四十パーセント C T S H	は、 LVC四十パーセント ス H	は、 LVC四十パーセント ス H	は、 LVC四十パーセント ス H		C T S H

	八 四 ・ 三 五			八四・三四	
八四三五・一〇		人四三回・二〇	八四三四・一〇		八四三三・六〇
機械	造用のものに限る。) 酒、りんご酒、果汁その他これらに類する飲料の製プレス、破砕機その他これらに類する機械(ぶどう	酪農機械	搾乳機	搾乳機及び酪農機械	付け用の機械
は、LVC四十パーセント又		L V C 四十パーセント C T S H	は、 LVC四十パーセント R H		は、 LVC四十パーセント ス H

				八 四 ・ 三 六	
八四三六・二九	八四三六・二一		八四三六・一〇		
その他のもの	家きんのふ卵器及び育すう器	家きんの飼育器、ふ卵器及び育すう器	飼料調製用機械	う器 う器 う器	
は、 L V C T S H H ント 又	は、 LVC四十パーセント ス H		L V C 四十パーセント又 C T S H		C T S H

 一 一 一 八 四 ・ 三 八			八四・三七	
	八四三七・八〇	八四三七・一〇		八四三六・八〇
類の他の項に該当するものを除く。)は植物性の油脂の抽出用又は調製用の機械及びこの飲食料品の調製業用又は製造業用の機械(動物性又	その他の機械	付け用の機械	した豆の加工機械(農場用のものを除く。)け用の機械並びに製粉業用の機械及び穀物又は乾燥種、穀物又は乾燥した豆の清浄用、分類用又は格付	その他の機械
	は、 LVC四十パーセント ス	は、 L V C T S H H ー セント ス		は、 LVC四十パーセント ス H

八四三八・五〇	八四三八・四〇	八回三八・三〇	八四三八・二〇	八 四 三 八 ・ 一 〇
肉又は家きんの調製用機械	醸造用機械	砂糖製造機械	菓子、ココア又はチョコレートの製造機械	他これらに類する物品の製造機械
は、 LVC四十パーセント ス	は、 L T S H H ーセント ス	は、 LVC四十パーセント ス	は、 L T S H ーセント ス	は L V C T S H ー セント 又

		八四・三九		
八四三九・二〇	八四三九・一〇		八四三八・八〇	八四三八・六〇
紙又は板紙の製造機械	繊維素繊維を原料とするパルプの製造機械	は板紙の製造用又は仕上げ用の機械繊維素繊維を原料とするパルプの製造機械及び紙又	その他の機械	果実、ナット又は野菜の調製用機械
は C T S H ・ パーセント 又	LVC四十パーセント又 CTSH		LVC四十パーセント又 CTSH	は L V C T S H H レ レ レ に レ ト ス

		八 四 • 四 一		八四・四〇	
八四四一・二〇	八四四一・一〇		八旦巴〇・一〇		八四三九・三〇
袋又は封筒の製造機械	切断機	断機を含む。)	機械	製本用機械(製本ミシンを含む。)	紙又は板紙の仕上げ用機械
は、 LVC四 H トパーセント ス	は、 L V C 四十パーセント ス		L V C 四十パーセント又 C T S H		は、 LVC四十パーセント ス H

八 四 • 二			
	八 四 四 一 ・ 八 〇	八四四一・四〇	八四四一・三〇
フィックストーンフィックストーン	その他の機械	用するものに限る。) 製紙用パルプ、紙又は板紙の成形用機械(型を使	機械を除く。) 器の製造機械(型を使用する成形により製造する 箱、ケース、筒、ドラムその他これらに類する容
	は、 CTSH H レVC四十パーセント又	は、 CTSH H	L V C 四十パーセント又 C T S H

			八 四 三	
八四四三・一二	八四四三・一一			八 四 四 二 ・ 三 〇
オフセット印刷機(枚葉式で事務所用のものに	オフセット印刷機(巻紙式のものに限る。)	するもの) その他の印刷用コンポーネントにより印刷に使用印刷機(第八四・四二項のプレート、シリンダー	部分品及び附属品の一次のプレート、シリンダーその制機(第八四・四二項のプレート、シリンダーでの他の印刷用コンポーネントにより印刷に使用するの他の印刷用コンポーネントにより印刷に使用する	印刷用コンポーネントの調製用又は製造用の機器
LVC四十パーセント又	L V C 四十パーセント又 C T S H			は、 L V C T S H H レ レ ン ト ス

_					
	八四四三・一六	八四四三・一五	八 四 四 三 · 一 四	八四四三・一三	
	フレキソ印刷機	し、フレキソ印刷機を除く。) 凸版印刷機(巻紙式以外のものに限るものと	レキソ印刷機を除く。)	その他のオフセット印刷機	トル以下のもの) しんしん しんしん しんしん しんしん しんしん しんしん しんしん しん
_	は、 LVC四十パーセント ス H	L し T S H L V C 四 十 パ ー セント 又	は、 LVC四十パーセント ス H	は、 LVC四十パーセント ス H	C T S H

Hの上つ ば、 対ナベネージ十回つスT	ワークに接続することができるものに限る。)その他のもの(自動データ処理機械又はネット	八四四三・三二	
LVC四十パーセント又 は、 CTSH	る。) ネットワークに接続することができるものに限の機能を有する機械(自動データ処理機械又は印刷、複写又はファクシミリ送信のうち二以上	人巴巴三・三一	
	(結合してあるかないかを問わない。)その他のプリンター、複写機及びファクシミリ		
は、LVC四十パーセント又 CTSH	その他のもの	八四四三・一九	
L V C 四十パーセント又 C T S H	グラビア印刷機	八四四三・一七	

			八 四 • 四 八	
八四四八・一九	八 四 四 八 • 一			八四四三・三九
その他のもの	機用する紋紙裁断機、写彫機、紋彫り機及び編成ドビー及びジャカード並びにこれらとともに使	補助機械 第八四・四四項から第八四・四七項までの機械の	ル、ヘルド、ヘルドフレーム及びメリヤス針)の人物で、クルド、ヘルドフレーム及びメリヤス針のこの項までの機械に専ら又は主として使用する部でして、がたい、スピンドルの機械(例えば、ドビー、ジャカード、自動停止装第八四・四四項から第八四・四七項までの機械の補	その他のもの
LVC四十パーセント又	は、 L V C T S H H ーセント ス			L V C 四十パーセント又 C T S H

				八 四 五 〇	
八四五〇・一九	八四五〇・一二	八四五〇・一一			
その他のもの	限る。)	全自動のもの	量で一〇キログラム以下のものに限る。)洗濯機(一回の洗濯容量が乾燥した繊維製品の重	<b>家庭用又は営業用の洗濯機(脱水機兼用のものを含</b>	
は、 LVC四十パーセント L H LVC四十パーセント ス	は、 LVC四十パーセント R H	は、 LVC四十パーセント ス			C T S H

	八 四 • 五 一	
八 四五 一 ・ 〇		八四五〇・二〇
ドライクリーニング機	<ul> <li>械</li> <li>「         「         「         「         「         「         二         二         二         二         二         二         二         二         二         二         二         二         二         二         二         二         二         二         二         二         二         二         二         二         二         二         二         二         二         二         二         二         二         二         二         二         二         二         二         二         二         二         二         二         二         二         二         二         二         二         二         二         二         二         二         二         二         二         二         二         二         二         二         二         二         二         二         二         二         二         二         二         二         二         二         二         二         二         二         二         二         二         二         二         二         二         二         二         二         二         二         二         二         二         二         二         二         二         二         二         二         二         二         二         二         二         二         二         二         二         二         二         二</li></ul>	量で一○キログラムを超えるものに限る。)洗濯機(一回の洗濯容量が乾燥した繊維製品の重
は、 LVC四 H H レ レ レ レ レ レ レ レ レ レ レ レ レ レ レ レ レ		上

八四五一・五〇	八四五一・四〇	≺四五一・三○	八四五一・二九	八 四 五 一 · 二	
み用、切断用又はピンキング用の機械紡織用繊維の織物類の巻取り用、巻戻し用、折畳	洗浄用、漂白用又は染色用の機械	レスを含む。)	その他のもの	○キログラム以下のもの一回の乾燥容量が乾燥した繊維製品の重量で一	乾燥機
は、LVC四十パーセント又	は C T S H H レ C 四 十 パ ー セント 又	は 、 L V C 四十パーセント 又 H	L V C 四十パーセント C T S H	は 、 L V C T S H ー セント 又	

					八 四 ・ 五 二		
	八四五二・二一			八四五二・一〇		八 四五 一 ・ 八 〇	
	自動式のもの	その他のミシン		家庭用ミシン	びカバー びカバー	その他の機械	
C T S H	は、LVC四十パーセント又		C T S H	よ、 LVC四十パーセント又		は、 LVC四十パーセント ス	C T S H

 	八 四 ・ 五 三			//
八四五三・一〇		八四五二・四〇	八四五二・三〇	八四五二・二九
及び加工機械 原皮、毛皮又は革の前処理用機械、なめし用機械	品の製造用又は修理用の機械(ミシンを除く。)び加工機械並びに毛皮製又は革製の履物その他の製原皮、毛皮又は革の前処理用機械、なめし用機械及	<b>分品</b> 分品	ミシン針	その他のもの
L V C 四十パーセント C T S H		は、 LVC四十パーセント ス H	は、 L V C 四十パーセント ス	は、 C T S H H レ レ C 四 十 パーセント又

八四五四・三〇 鋳造機	八四五四・二〇 インゴ	八四五四・一〇 転炉	八四・五四転炉、町	八四五三・八〇その研	
機	インゴット用鋳型及び取鍋		は金属鋳造に使用する種類のものに限る。)転炉、取鍋、インゴット用鋳型及び鋳造機(冶金又	その他の機械	
LVC四十パーセント又	は L V C T S H ー セント 又	は、 L V C 四十パーセント又 H		は C T S H H レ レ C 四 十 パーセント 又	C T S H

					八四・五五	
八四五五・三〇	八四五五・二二	八四五五・二一		八四五五・一〇		
圧延機用ロール	冷間圧延のもの	み合わせたもの 熱間圧延のもの及び熱間圧延と冷間圧延とを組	その他の圧延機	管圧延機	金属圧延機及びそのロール	
LVC四十パーセント又	は、 L T S H ーセント ス	は、 L V C T S H H ーセント ス		は、 L V C T S H H ーセント ス		は、 C T S H

					八四・六七	
八四六七・二一		八四六七・一九	八 四 六 七 ・ 一 一			
ドリル	電気式の原動機を自蔵するもの	その他のもの	回転工具(回転衝撃式工具を含む。)	ニューマチックツール	自蔵するものに限る。) は原動機(電気式であるかないかを問わない。)を 手持工具(ニューマチックツール、液圧式のもの又	
LVC四十パーセント又		は、 LVC四十パーセント ス H	は、 L V C T S H H ーセント ス			は、 C T S H

八四六七 ・八九	八四六七・八一		八四六七・二九	八四六七・二二	
八九その他のもの	八 一 チェーンソー	その他の工具	二九その他のもの	- <u>-</u> のこぎり	
Ø		*	Ø		
は、 L V C 四十パーセント ス	は、 L T S H H ーセント ス		は C T S H ・ レ レ C 四 十 パ ー セント 又	は C T S H ・ レ レ C 四 十 パーセント 又	C T S H

八四・七三				八 四 ・ 六 八
	八四六八・八〇	八四六八・二〇	八四六八・一〇	
ら又は主として使用する部分品及び附属品(カバー、第八四・六九項から第八四・七二項までの機械に専	その他の機器	その他のガス式の機器	手持ち式トーチ	式の表面熱処理用機器のとし、第八五・一五項のものを除く。)及びガスに使用することができるかできないかを問わないもはんだ付け用、ろう付け用又は溶接用の機器(切断
	は、 LVC四十パーセント ス H	は、 LVC四十パーセント ス H	は、 LVC四十パーセント ス	

		八 四 ・ 七 四		
八四七四・二〇	八四七四・一〇		八四七三・三〇	
破砕機及び粉砕機	選別機、ふるい分け機、分離機及び洗浄機	選別機、ふるい分け機、分離機、洗浄機、破砕機、 るい分け機、分離機、洗浄機、破砕機、	第八四・七一項の機械の部分品及び附属品	携帯用ケースその他これらに類する物品を除く。)
LVC四十パーセント又	は、 LVC四十パーセント ス H		からの変更を除く。) と V C 四十パーセント又	

八四七四・八〇	八四七四・三九	八四七回・三二	八四七四・三一		
その他の機械	その他のもの	鉱物性物質とビチューメンとの混合機	コンクリート又はモルタルの混合機	混合機及び捏和機	
は、 LVC四十パーセント ス H	は、 LVC四十パーセント R H	L V C 四十パーセント C T S H	は、 LVC四十パーセント R H		は、 C T S H

				八 四 ・ 七 五
八四七五・二九	八四七五・二一		八四七五・一〇	
その他のもの	光ファイバー又はそのプリフォームの製造機械	械ガラス又はその製品の製造用又は熱間加工用の機	の組立て用機械 電球、電子管、せん光電球その他のガラス封入管	熱間加工用の機械組立て用機械及びガラス又はその製品の製造用又は電球、電子管、せん光電球その他のガラス封入管の
L V C 四十パーセント C T S H	は 、 L V C 四 十 パ ー セント 又		は、 LVC四十パーセント ス	

						八四・七六
八四七六・八九	八四七六・八一		八四七六・二九	八四七六・二一		
その他のもの	加熱装置又は冷却装置を自蔵するもの	その他の自動販売機	その他のもの	加熱装置又は冷却装置を自蔵するもの	飲料の自動販売機	用、食料品用又は飲料用のもの。両替機を含む。)物品の自動販売機(例えば、郵便切手用、たばこ
LVC四十パーセント又	は、 LVC四十パーセント R H		L V C 四十パーセント C T S H	は、 LVC四十パーセント R H		

				八四・七七	
八四七七・四〇	八四七七・三〇	八四七七・二〇	八四七七・一〇		
真空成形機及びその他の熱成形機	吹込み成形機	押出成形機	射出成形機	の項に該当するものを除く。) スチックを材料とする物品の製造機械(この類の他ゴム又はプラスチックの加工機械及びゴム又はプラ	
LVC四十パーセント又	は、 LVC四十パーセント ス H	L V C 四十パーセント C T S H	は、 LVC四十パーセント ス H		は、 C T S H

 八四 ・ 七 八					
	八四七七・八〇	八四七七・五九	八四七七・五一		
に該当するものを除く。) たばこの調製用又は製造用の機械(この類の他の項	その他の機械	その他のもの	もの及びインナーチューブの成形用のもの空気タイヤの更生用又は型を使用する成形用の	その他の機械(成形用機械に限る。)	
	は、 LVC四十パーセント ス	は、 L V C T S H H ーセント ス	は、 L V C T S H H ーセント ス		C T S H

				Л	
				八四・七九	
八四七九・四〇	八四七九・三〇	八四七九・二〇	八四七九・一〇		八四七八・一〇
綱又はケーブルの製造機械	その他の木材又はコルクの処理用機械ボード又は建築用繊維板の製造用のものに限る。)プレス(木材その他の木質材料製のパーティクル	械動物性又は植物性の油脂の抽出用又は調製用の機	る機械 る機械	この類の他の項に該当するものを除く。)機械類(固有の機能を有するものに限るものとし、	たばこの調製用又は製造用の機械
LVC四十パーセント又	は、 L V C 四十パーセント R H	は、 LVC四十パーセント ス	は 、 L V C 四十パーセント ス H		LVC四十パーセント又 CTSH

八四七九・八二	八 四 七 九 ・ 八 一		八四七九・六〇	八四七九・五〇	
用、均質化用、乳化用又はかくはん用の機械混合用、捏和用、破砕用、粉砕用、ふるい分け	金属の処理用のもの(電線の巻線機を含む。)	その他の機械類	蒸発式空気冷却装置	産業用ロボット(他の号に該当するものを除く。)	
は、 L V C T S H H ン ト ス	は、 LVC四十パーセント ス H		L V C 四十パーセント C T S H	は、 L V C 四十パーセント ス H	は、 C T S H

			八 四 ・ 八 一	
八四八一・三〇	八四八一・二〇	八 四 八 一 ・ 一 〇		八四 七 九 ・八 九
逆止弁	油圧伝動装置用又は空気圧伝動装置用の弁	減圧弁	その他これらに類する物品用のものに限る。)温度制御式弁を含むものとし、管、かん胴、タンクコック、弁その他これらに類する物品(減圧弁及び	その他のもの
は、 L V C T S H H ーセント ス	は、 LVC四十パーセント ス H	は、 LVC四十パーセント ス H		は、 L V C T S H H ーセント ス

			八四・八二		
八四八二・三〇	八四八二・二〇	八 四 八 二・ 一 〇	1	八 四 八 一 ・ 八〇	八 四 八 一 ・ 四 〇
球面ころ軸受	せたものを含む。)	玉軸受	玉軸受及びころ軸受	その他の物品	安全弁及び逃がし弁
LVC四十パーセント又	は、 L V C 四十パーセント ス H	は、 LVC四十パーセント ス H		は、 LVC四十パーセント ス	は、 L V C 四十パーセント T S H

八 四 ・ 八 三	八 四	八 四	八 四	
	八四八二・八〇	八四八二・五〇	八四八二・四〇	
ラースクリュー、はずみ車、プーリー(プーリーブ受、歯車、歯車伝動機、ボールスクリュー、ローシャフトを含む。)、クランク、軸受箱、滑り軸ギヤボックスその他の変速機(トルクコンバーターギャボックスその他の変速機(トルクコンバーター	ものを含む。)	その他の円筒ころ軸受	針状ころ軸受	
	は、 LVC四十パーセント ス H	は、 L V C 四十パーセント ス H	は、 LVC四十パーセント ス H	は、 C T S H

八四八三・四〇	八四八三・三〇	八四八三・二〇	八四八三・一〇	
機(トルクコンバーターを含む。) ラースクリュー並びにギヤボックスその他の変速の構成部品を除く。)、ボールスクリュー、ローの構成部品を除く。)、ボールスクリュー、ロー歯車及び歯車伝動機(単独で提示する歯付きホ	く。)及び滑り軸受軸受を有するものを除	る。) 軸受箱 (玉軸受又はころ軸受を有するものに限	む。)及びクランク	ロックを含む。)、クラッチ及び軸継手(自在継手
は、 L T S H H ーセント ス	は、 LVC四十パーセント ス H	は、 LVC四十パーセント ス H	は、 L V C T S H H ーセント ス	

八 四 ・ 八 六	八 四 ・ 八 四		
		八四八三・六〇	八四八三・五〇
の機器並びに部分品及び附属品専ら又は主として使用する機器、第八四類の注9(C)集積回路又はフラットパネルディスプレイの製造に半導体ボール、半導体ウエハー、半導体デバイス、	の及びメカニカルシールろろうで、その人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人	クラッチ及び軸継手(自在継手を含む。)	はずみ車及びプーリー (プーリーブロックを含む。)
	は C C C U C U C U C U H パーセント ス	は、 L V C T S H H ーセント ス	は C T S H レ C 四 十 パ ー セント 又

第 八 五 類				
	八四八六・四〇	八四八六・三〇	八四八六・二〇	八四八六・一〇
生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機	第八四類の注9(C)の機器	フラットパネルディスプレイ製造用の機器	半導体デバイス又は集積回路製造用の機器	半導体ボール又は半導体ウエハー製造用の機器
	は、 LVC四十パーセント ス	は、 LVC四十パーセント ス	は、 LVC四十パーセント ス H	L V C T S H H ント ス

	八五・〇四				八 五 ・ 二
八五〇四・一〇		八五〇二・四〇	八五〇二・三一		
放電管用安定器	(例えば、整流器)及びインダクタートランスフォーマー、スタティックコンバーター	ロータリーコンバーター	風力式のもの	る。) 発電機(その他の原動機とセットにしたものに限	ロータリーコンバーター 発電機(原動機とセットにしたものに限る。)及び
L V C 四十パーセント又		L V C 四十パーセント又 C T S H	L V C 四十パーセント C T S H		

八五〇四・三一		八五○□・二三	八五○□・二二	八五〇四・二一		
容量が一キロボルトアンペア以下のもの	その他のトランスフォーマー	容量が一〇、〇〇〇キロボルトアンペアを超え	〇〇〇キロボルトアンペア以下のもの	容量が六五〇キロボルトアンペア以下のもの	のに限る。)	
LVC四十パーセント又		LVC四十パーセント又 CTSH	LVC四十パーセント又 CTSH	L V C 四十パーセント又 は、 H		C T S H

	  	  	  	八 一	
八五〇四・五〇	八五〇四・四〇	八五〇四・三四	八五〇四・三三	八五〇四・三二	
その他のインダクター	スタティックコンバーター	容量が五〇〇キロボルトアンペアを超えるもの	ロボルトアンペア以下のもの	ルトアンペア以下のもの	
LVC四十パーセント又	は 、 L V C 四 十 パ ー セント 又	は、 L V C 四十パーセント 又 H	L V C 四十パーセント C T S H	は、 L V C 四十パーセント 又	C T S H

 八 五	八 五		八 五 ・ 〇 五	
八五 〇五 ・ 一 九	八五 〇五 ・ 一			
その他のもの	金属製のもの	のか人磁石及び永久磁石用の物品で磁化してないも	グヘッドグ、クラッチ、ブレーキ及びリフティンランプその他これらに類する保持具並びに電磁式のいもの並びに電磁式又は永久磁石式のチャック、ク電磁石、永久磁石、永久磁石用の物品で磁化してな	
L V C 四十パーセント C T S H	L V C 四十パーセント C T S H			は、 C T S H

				八五・〇六	
八五〇六・五〇	八五〇六・四〇	八五〇六・三〇	八五〇六・一〇		八五〇五・二〇
リチウムを使用したもの	酸化銀を使用したもの	酸化水銀を使用したもの	二酸化マンガンを使用したもの	一次電池	電磁式のカップリング、クラッチ及びブレーキ
は、 LVC四十パーセント又	は、 LVC四十パーセント R H	は、 LVC四十パーセント ス	は、 LVC四十パーセント R H		は、 LVC四十パーセント ス H

		八五・〇八	八五・〇七			
八 五 〇 八 ・ 一				八五〇六・八〇	八五〇六・六〇	
バッグ又はその他の容器(二〇リットル以下の出力が一、五〇〇ワット以下のもの(ダスト	電動装置を自蔵するもの	真空式掃除機	含む。)であるかないかを問わない。)蓄電池(隔離板を含むものとし、長方形(正方形を	その他の一次電池	空気・亜鉛電池	
は、LVC四十パーセント又			LVC四十パーセント又 は、 TSH	LVC四十パーセント又 は、 TSH	LVC四十パーセント又 は、 TSH	C T S H

		八 五 ・ 〇 九			
八五〇九・八〇	八 五 〇 九 ・ 四 〇		八五〇八・六〇	八 五 〇 八 ・ 一 九	
その他の機器	は野菜ジュースの搾り機	のとし、第八五・〇八項の真空式掃除機を除く。)家庭用電気機器(電動装置を自蔵するものに限るも	その他のもの	その他のもの	もの)を有するものに限る。)
は、 LVC四十パーセント ス	は、 L V C 四 + パーセント 又		は、 LVC四十パーセント R H	は、 LVC四十パーセント ス	C T S H

八 五 一 一				八 五 一 〇
	八五一〇・三〇	八五一〇・二〇	八五 一 〇 ・ 一 〇	
火プラグ、予熱プラグ及びスターター)並びにこれ発電機、直流磁石発電機、イグニションコイル、点動に使用する種類の電気機器(例えば、点火用磁石火花点火式又は圧縮点火式の内燃機関の点火又は始	脱毛器	バリカン	かみそり	るものに限る。)
	L V C 四十パーセント C T S H	L V C 四十パーセント C T S H	L V C 四十パーセント C T S H	

八五一・五〇	八 五 一 ・ 四 〇	八 五 一 ・ 三〇	八 五 一 一 ・ 二 〇	八 五 一 - · 〇	
その他の発電機	スターター及び始動充電発電機	ディストリビューター及びイグニションコイル	式磁石発電機、直流磁石発電機及びはずみ車	点火プラグ	流発電機及び交流発電機)及び開閉器。
LVC四十パーセント又	は、 LVC四十パーセント ス H	は、 L V C 四十パーセント ス H	L U C T S H H レ レ レ レ レ レ レ レ レ レ レ レ レ	は、 LVC四十パーセント ス H	

		八 五 ・ 二		
八 五 一 二 ・ 二 〇	八 五 二 ・ 〇		八 五 一 ・ 八 〇	
その他の照明用又は可視信号用の機器	種類のものに限る。) 照明用又は可視信号用の機器(自転車に使用する	のものに限る。) び曇り除去装置(自転車又は自動車に使用する種類の物品を除く。)、ウインドスクリーンワイパー及電気式の照明用又は信号用の機器(第八五・三九項	その他の機器	
は、 LVC四十パーセント ス H	は、 L V C T S H H ント ス		は、 LVC四十パーセント ス H	C T S H

八 五 ・ 四		八 五 ・ 三		
	八 五 一 三 ・ 一 〇		八五一二・四〇	八五一二・三〇
化学用のその他の機器(電磁誘導又は誘電損失によ失により機能するものを含む。)及び工業用又は理工業用又は理化学用の電気炉(電磁誘導又は誘電損	ランプ	用機器を除く。) 計したものに限るものとし、第八五・一二項の照明 ば、電池及び磁石発電機)により機能するように設 携帯用電気ランプ(内蔵したエネルギー源(例え	ウインドスクリーンワイパー及び曇り除去装置	音響信号機器
	は、 L V C T S H H ーセント ス		L V C 四十パーセント C T S H	は、 LVC四十パーセント ス H

八 五 一 五		八	八	八	
	八五一四・四〇	八五一回・三〇	八五一回・二〇	八 五 一 四 ・ 一 〇	
式(電気加熱ガス式を含む。)、レーザーその他のはんだ付け用、ろう付け用又は溶接用の機器(電気	を加熱処理するものに限る。)その他の機器(電磁誘導又は誘電損失により物質	その他の炉	電磁誘導又は誘電損失により機能する炉	抵抗加熱炉	り物質を加熱処理するものに限る。)
	は、 LVC四十パーセント ス	は 、 L V C 四十パーセント ス H	は 、 LVC四十パーセント ス H	は 、 L V C 四 十 パ ー セン ト 又	

八五 一五 二		八 五 一 五 ・ 一 九	八 五 一 五 ・ 一		
全自動式又は半自動式のもの	金属用抵抗溶接機器	その他のもの	はんだごて及びはんだ付けガン	ろう付け用又ははんだ付け用の機器	光子ビーム式、超音波式、電子ビーム式、磁気パル光子ビーム式、超音波式、電子ビーム式、磁気パル
は、 し と C 四 + パ ー セント 又		は、 L V C 四十パーセント 又 H	は、 L V C T S H H パーセント又		

				八 五 ・ 六
八五一六・二九	八 五 一 六 ・ 二 一		八五 一六・ 一〇	
その他のもの	蓄熱式ラジエーター	電気式の暖房機器及び土壌加熱器	液体加熱器	に電熱用抵抗体(第八五・四五項のものを除く。)カール用こて)及び手用ドライヤー、電気アイロン機器(例えば、ヘアドライヤー、ヘアカーラー及び加熱器、暖房機器及び土壌加熱器、電熱式の調髪用電気式の瞬間湯沸器、貯蔵式湯沸器、浸せき式液体
は、LVC四十パーセント又	は、 LVC四十パーセント ス H		L V C 四十パーセント又 C T S H	

_						
	八 五 一 六 ・ 四〇	八五一六・三三	八五一六・三二	八 五 六 ・ 三 一		
	電気アイロン	手用ドライヤー	その他の調髪用機器	ヘアドライヤー	電熱式の調髪用機器及び手用ドライヤー	
	は、LVC四十パーセント CTSH H	は C T S H H レ C 四 十 パーセント 又	は C T S H H レ レ C 四 十 パ ーセント 又	は、 L V C T S H H ーセント ス		C T S H

八五一六・七九	八 五 一 六 ・ 七 二	八五一六・七一		八五一六・六〇	八 五 一 六 ・ 五 〇
その他のもの	トースター	コーヒーメーカー及びティーメーカー	その他の電熱機器	煮沸リング、グリル及びロースターその他のオーブン並びにクッカー、加熱調理板、	マイクロ波オーブン
は、 し レ C 四 + パ ー セント 又	は、 L T S H H ーセント ス	は、 LVC四十パーセント ス H		は、 L T S H H ーセント ス	は し V C T S H ー セント 又

		八 五 ・ 七		
八 五 一 七 ・ 一			八五一六・八〇	
コードレス送受話器付きの有線電話機	話を含む。)	項の送受信機器を除く。) 項の送受信機器を除く。) 項の送受信機器を含む。)及びその他の機器(音声、画像その他の で一タを送受信するものに限るものとし、有線又は がして、してイドエリアネットワーク(WA (LAN)又はワイドエリアネットワーク(WA (LAN)又はワイドエリアネットワーク(WA (LAN)又はワイドエリアネットワーク(WA (LAN)又はワイドエリアネットワーク(WA (LAN)又はワイドエリアネットワーク) (第八五・二五項、第八五・二七項及び第八五・二八	電熱用抵抗体	
は、LVC四十パーセント又			L V C 四十パーセント C T S H	C T S H

_					
	八五一七・六一		八 五 七 · 八	八 五 七 ・ 二	
	基地局	用の通信機器を含む。) N)又はワイドエリアネットワーク(WAN)) (例えば、ローカルエリアネットワーク(LA 信するものに限るものとし、有線又は無線回線網 その他の機器(音声、画像その他のデータを送受	その他のもの	携帯回線網用その他の無線回線網用の電話	
_	は、 LVC四十パーセント ス H		は、 LVC四十パーセント ス	は、 LVC四十パーセント ス	C T S H

		八 五 一 八		
	八五 一 八 ・ 一 〇		八五一七・六九	八五一七・六二
拡声器(エンクロージャーに取り付けてあるかな	マイクロホン及びそのスタンド	並びに電気式音響増幅装置並びに電気式音響増幅装置	その他のもの	びルーティング機器を含む。) 又は再生するための機械(スイッチング機器及音声、画像その他のデータを受信、変換、送信
	は、 LVC四十パーセント ス H		は、 LVC四十パーセント ス H	は、 LVC四十パーセント ス H

八 五 一 八 ・ 四 〇	八 五 一 八 ・ 三〇	八 五 一八 ・二 九	八 五 一 八 ・ 二 二	八 五 八 ・二 二	
可聴周波増幅器	ホンと拡声器を組み合わせたものけてあるかないかを問わない。)並びにマイクロヘッドホン及びイヤホン(マイクロホンを取り付	その他のもの	付けたものに限る。)	ものに限る。)	いかを問わない。)
L V C 四十パーセント又 、	は、 LVC四十パーセント ス	LVC四十パーセント又 は、 CTSH	LVC四十パーセント又 は、 CTSH	LVC四十パーセント又 は、 CTSH	

			八五・二三		
八五二三・五二	八 五 三 三 ・ 五			八五一八・五〇	
スマートカード	不揮発性半導体記憶装置	半導体媒体	むものとし、第三七類の物品を除く。)を問わず、ディスク製造用の原盤及びマスターを含を問わず、ディスク製造用の原盤及びマスターを含ディスク、テープ、不揮発性半導体記憶装置、ス	電気式音響増幅装置	
は、LVC四十パーセント又	からの変更を除く。) CTH(第八五・四二項 は、			は、 LVC四十パーセント ス H	C T S H

LVC四十パーセント又 は、 CTSH	その他の機器	八五三〇・八〇		
LVC回十パーセント又 は、 CTSH	鉄道用又は軌道用の機器	八五三〇・一〇		
	器(第八六・〇八項のものを除く。)又は空港の信号用、安全用又は交通管制用の電気機鉄道、軌道、道路、内陸水路、駐車施設、港湾設備		八 五 ・ 三 〇	
からの変更を除く。) CTH(第八五・四二項 は、	その他のもの	八 五 二 三 ・ 五 九		
CTH(第八五・四二項				

	八五・三二				八 五 三
八五三二・一〇		八五三一・八〇	八五三一 ・二〇	八五三一・一〇	
固定式コンデンサー(五〇又は六〇ヘルツ回路用	固定式、可変式又は半固定式のコンデンサー	その他の機器	するものに限る。)	盗難警報器、火災警報器その他これらに類する機	を除く。) 警報器。第八五・一二項又は第八五・三〇項のものば、ベル、サイレン、表示盤、盗難警報器及び火災電気式の音響信号用又は可視信号用の機器(例え
LVC四十パーセント又		は、 CTSH LVC四十パーセント又	は、 L V C 四十パーセント又 H セント又	は に T S H H パーセント又	

八五三二・二四	八 五 三 二 ・ 二 三	八五三二・二二	八五三二・二一		
セラミックコンデンサー(多層のものに限る。)	セラミックコンデンサー(単層のものに限る。)	アルミニウム電解コンデンサー	タンタルコンデンサー	その他の固定式コンデンサー	以上のものに限る(電力用コンデンサー)。)に設計したもので、無効電力が〇・五キロバール
は、 LVC四十パーセント L H LVC四十パーセント ス	は、 LVC四十パーセント ス	L V C 四十パーセント又 C T S H	は、 LVC四十パーセント ス H		は、 C T S H

	1			
	八五・三三			
≺玉三王・一〇		八五三二・三〇	八五三二・二九	八五三二・二五
固定式炭素抵抗器(被膜抵抗器を含む。)	含むものとし、電熱用抵抗体を除く。)電気抵抗器(可変抵抗器及びポテンショメーターを	可変式又は半固定式のコンデンサー	その他のもの	紙コンデンサー及びプラスチックコンデンサー
LVC四十パーセント又 CTSH		LVC四十パーセント又 は、 CTSH	LVC四十パーセント又 は、 CTSH	L V C 四十パーセント又 C T S H

八五三三・三九	八五三三・三一		八五三三・二九	八五三三・二一	
その他のもの	容量が二〇ワット以下のもの	巻線形可変抵抗器(ポテンショメーターを含む。)	その他のもの	容量が二〇ワット以下のもの	その他の固定式抵抗器
 L V C 四十パーセント C T S H	は、 LVC四十パーセント ス H		は、 LVC四十パーセント R H	は、 L V C T S H H ーセント ス	

		八 五 ・ 三 九	八 五 ・ 三 六	
	八 五 三 九 ・ 一 〇			八五三三・四〇
その他のフィラメント電球(紫外線ランプ及び赤	シールドビームランプ	にアーク灯 フィラメント電球及び赤外線ランプを含む。)並び	含む。)用又は光ファイバーケーブル用の接続子のに限る。)並びに光ファイバー(東にしたものをので限る。)並びに光ファイバー(東にしたものをので限る。)並びに光ファイバー(東にしたものをうえび接続箱。使用電圧が一、○○○ボルト以下のもるが、ソケット、ランプホルダーその他の接続子でのに限る。) 朝又は光ファイバー(東にしたものをのに限る。) がいいい (1000)	む。)
	は、 LVC四十パーセント ス H		は、 L T S H ー セント 又	I LVC四十パーセント又 CTSH

_						
	八五三九・三一		八五三九・二九	八 五 三 九 ・ 二 二	八五三九・二一	
	熱陰極蛍光放電管	放電管(紫外線ランプを除く。)	その他のもの	る。) る。)	タングステンハロゲン電球	外線ランプを除く。)
	は、 LVC四十パーセント ス H		L V C 四十パーセント C T S H	は、 LVC四十パーセント ス	は、 LVC四十パーセント ス H	

 八五 ・四〇					
	八五三九・四九	八五三九・四一		八五三九・三九	八五三九・三二
もの、蒸気又はガスを封入したもの、水銀整流管、熱電子管、冷陰極管及び光電管(例えば、真空式の	その他のもの	アーク灯	紫外線ランプ、赤外線ランプ及びアーク灯	その他のもの	イドランプ、ナトリウムランプ及びメタルハラ
	は、 L V C T S H ー セント 又	L V C 四十パーセント C T S H		は、 LVC四十パーセント R H	は、 LVC四十パーセント R H

八五四〇・四〇	八五四〇・二〇	八 五 四 〇 ・ 一 二	八 五 四 〇 ・ 一 一		
四ミリメートル未満のものに限る。)もので、蛍光体のドットスクリーンピッチが○・データ・グラフィックディスプレイ管(カラーの	ジ増倍管その他の光電管	白黒その他のモノクロームのもの	カラーのもの	陰極線管を含む。)	陰極線管及びテレビジョン用撮像管)
は、 LVC四十パーセント ス	は、 L V C 四十パーセント 又	は C T S H ーセント 又	は、 LVC四十パーセント ス		

八五四〇・七二	八五四〇・七一		八五四〇・六〇	八 五 四 〇 ・ 五 〇
クライストロン	磁電管	ものを除く。) ン、進行波管及びカルシノトロン。格子制御式のマイクロ波管(例えば、磁電管、クライストロ	その他の陰極線管	他のモノクロームのものに限る。)
は、 L V C T S H H ーセント ス	は、 LVC四十パーセント ス H		は、 LVC四十パーセント ス H	は、 L V C T S H H ーセント ス

八五 - 四 - 素 子 い そ 、 ぞ イ	八五四〇・八九	八五四〇・八一	2.	八五四〇・七九
素子、「「「「」」、「「」」、「「」」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「	その他のもの	受信管及び増幅管	その他の管	その他のもの
	は、 LVC四十パーセント ス H	は、 LVC四十パーセント ス H		は、 L V C T S H H ーセント ス

八五四一・四〇	八五四一・三〇	八五四一・二九	八五四一・二一		八五四一・一〇
光電性半導体デバイス(光電池(モジュール又は	電性デバイスを除く。)	その他のもの	定格消費電力が一ワット未満のもの	トランジスター(光電性トランジスターを除く。)	<b>ドを除く。)</b>
LVC四十パーセント又	は、 L V C T S H H ーセント ス	は、 LVC四十パーセント ス	は、 LVC四十パーセント ス		L V C T S H H ン ト ス

九号までの各号からの変更してTSH(第八五四二・三二号から第八五四二・三	るかいないかを問わない。) 路、タイミング回路その他の回路と結合してい プロセッサー及びコントローラー(記憶素子、	八 五 四 二 ・ 三		
	集積回路			
	集積回路		八 五 ・ 四 二	
は、 LVC四十パーセント ス H	圧電結晶素子	八五四一・六〇		
は、 LVC四十パーセント ス H	その他の半導体デバイス	八 五四 一 ・ 五〇		
は、 C T S H	む。)及び発光ダイオード (パネルにしてあるかないかを問わない。)を含 は、			

三 ー 号から 第 八 五 四 二 ・ 三	その他のもの	八 五 四二 ・ 三 九	 
よい いたの変更を除く。) いたの変更を除く。)			
LVC四十パーセント又	増幅器	八五四二・三三	
からの変更を除く。)			
CTSH(第八五四二・ は、 しVC四十パーセント又	記憶素子	八五四二・三二	
を除く。)			

八五四三・七〇	八五四三・三〇	八五四三・二〇	八五四三・一〇	八 五 ・ 四 三	
・ 七 〇	• = 0	·	· 0		
その他の機器	電気めっき用、電気分解用又は電気泳動用の機器	信号発生器	粒子加速器	し、この類の他の項に該当するものを除く。)電気機器(固有の機能を有するものに限るものと	
は、 しVC四十パーセント又	は 、 L V C 四 十 パ ー セン ト 又	L V C 四十パーセント て T S H	は、 CTSH H レレC四十パーセント又		を除く。)

LVC四十パーセント	設計したものに限るものとし、第八七・〇二項のもびレーシングカーを含み、主として人員の輸送用に乗用自動車その他の自動車(ステーションワゴン及	<u> </u>	八七・〇三	
LVC四十パーセント	動車 一〇人以上の人員(運転手を含む。)の輸送用の自	-	八 七 ・ 〇 二	
	附属品			第八七類
	品(第八六類から第八九類まで)	船舶及び輸送機器関連品	画、航空機、	第一七部 車両、
W O	電池及び蓄電池のくず並びに使用済みの一次	八 五 四 八 ・ 一 〇		
	項に該当するものを除く。) び蓄電池並びに機器の電気式部分品(この類の他の一次電池又は蓄電池のくず、使用済みの一次電池及	八	八 五 ・ 四 八	
C T S H				

八 七 ・ 〇 九	八七・〇七	八七・〇六 八七〇六・〇〇	八 七 ・ の 五	八七・〇四	
において使用する種類のトラクター並びにこれらのしたものを除く。)及び鉄道の駅のプラットホーム限るものとし、持上げ用又は荷扱い用の機器を装備非いて貨物の短距離の運搬に使用する種類のものに自走式作業トラック(工場、倉庫、埠頭又は空港に	第八七・○五項までの自動車用のものに限る。)車体(運転室を含むものとし、第八七・○一項から	五項までの自動車用のものに限る。) 原動機付きシャシ(第八七・〇一項から第八七・〇	物の輸送用に設計したものを除く。)車、工作車及びレントゲン車。主として人員又は貨防車、コンクリートミキサー車、道路清掃車、散水特殊用途自動車(例えば、救難車、クレーン車、消	貨物自動車	のを除く。)
L V C 四 十 パ ーセント	LVC四十パーセント	LVC四十パーセント	L V C 四 十 パ ー セン ト	LVC四十パーセント	

			八 七 ・ 一 六	八 七 一 〇	
	ハセーホ・二〇	八七一六・一〇		八七一〇・〇〇	
ラー	構付き又は荷卸機構付きのものに限る。) 農業用のトレーラー及びセミトレーラー(積込機	ンプ用のキャラバン型のものに限る。)	れらの部分品(機械式駆動機構を有するものを除く。)並びにこ(機械式駆動機構を有するものを除く。)並びにこトレーラー及びセミトレーラー並びにその他の車両	及びその部分品しているかいないかを問わない。)戦車その他の装甲車両(自走式のものに限るものと	部分品
	は、 L V C T S H H ーセント ス	は、 L V C T S H H ーセント ス		L V C 四十パーセント	

第 八 九 類				
	八七一六・八〇	八七一六・四〇	八七一六・三九	八七一六・三一
船舶及び浮き構造物	その他の車両	その他のトレーラー及びセミトレーラー	その他のもの	タンクトレーラー及びタンクセミトレーラー
は、 LVC四十パーセント ス	は、 L V C T S H H ーセント ス	L V C 四十パーセント C T S H	L V C 四十パーセント C T S H	は、 L V C T S H H ー セント ス

				第 九 〇 類	第 一 八 部
		九〇・〇三	九 〇 ・ 〇 一		品及び附属品(第九○類
九〇〇三・一一					知から第九二類
プラスチック製のもの	フレーム	眼鏡のフレーム及びその部分品	光学的に研磨してないガラス製のものを除く。)、インアイバー(東にしたものを含む。)、プリズム、鏡その他の光学用品(材料を問わないものとし、取り付けたもの及び痛光材料製のシート及び板並びにレンズ(コンタクイレーブル(第八五・四四項のものを除く。)、光ファイバー(東にしたものを含む。)、光ファイ	分品及び附属品査機器、精密機器及び医療用機器並びにこれらの部光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検	<b>矮器、検査機器、精密機器、医療用機器、</b>
LVC四十パーセント又			は、 L C C C U H パーセント ス		時計及び楽器並びにこれらの部分

			九		
九〇・〇六			九 〇 ・ 〇 五		
	九 〇〇五 ・八 〇	九 〇〇五 ・ 一 〇		九〇〇三・一九	
写真機(映画用撮影機を除く。)並びに写真用のせ	その他の機器	双眼鏡	及びその支持具並びに天体観測用機器(電波観測用のものを除く。)双眼鏡、隻眼鏡その他の光学望遠鏡及びその支持具	その他の材料製のもの	
	は、 LVC四十パーセント ス	L V C 四十パーセント C T S H		は、 LVC四十パーセント ス H	C T S H

九〇〇六・五一		九〇〇六・四〇	九〇〇六・三〇	九 〇 〇 六 ・ 一 〇	
る。) ル以下のロールフィルムを使用するものに限ー眼レフレックスのもの(幅が三五ミリメート	その他の写真機	インスタントプリントカメラ	メラ メラ	製版に使用する種類の写真機	を除く。)
は、 LVC四 +パーセント ス		は、 L T S H ーセント ス	は、 LVC四十パーセント ス	は、 L T S H ーセント ス	

九〇〇六・六九	九〇〇六・六一		九〇〇六・五九	九〇〇六・五三	九〇〇六・五二
その他のもの	もの)に限る。)	写真用のせん光器具及びせん光電球	その他のもの	フィルムを使用するものに限る。)その他のもの(幅が三五ミリメートルのロール	ロールフィルムを使用するものに限る。)その他のもの(幅が三五ミリメートル未満の
LVC四十パーセント又	は、 L V C T S H H ーセント ス		は、 LVC四十パーセント ス	は、 LVC四十パーセント ス H	L V C T S H H

				九〇・〇七	
九00七・二0	九〇〇七・一九	九〇〇七・一一			
映写機	その他のもの	ル八ミリメートルフィルムを使用するもの幅が一六ミリメートル未満のフィルム又はダブ	撮影機	装置を自蔵するかしないかを問わない。)映画用の撮影機及び映写機(録音装置又は音声再生	
は、 LVC四十パーセント ス H	L V C 四十パーセント又 C T S H	は、 LVC四十パーセント ス H			は、 C T S H

九 〇 ・ 一 〇					九〇・〇八
	九〇〇八・四〇	九〇〇八・三〇	九〇〇八・二〇	九00八・一0	
写真用又は映画用の材料の現像、焼付けその他の処	く。) く。)	その他の投影機	きるかできないかを問わない。) マイクロフォームのリーダー(複写することがで マイクロフィルム、マイクロフィッシュその他の	スライド映写機	を除く。) を除く。)
	は、 LVC四十パーセント ス	L V C 四十パーセント C T S H	L V C 四十パーセント C T S H	は、 L V C 四十パーセント ス	

	鏡投影用のものを含む。) 光学顕微鏡(顕微鏡写真用、顕微鏡映画用又は顕微		九 〇 ・ 一	
LVC四十パーセント又は、 CTSH	映写用又は投影用のスクリーン	九〇一〇・六〇		
は、 LVC四十パーセント ス	その他の処理に使用する機器及びネガトスコープその他の写真用又は映画用の材料の現像、焼付け	九 〇 一 〇 ・ 五 〇		
L V C 四十パーセント又 C T S H	光する機器 たフィルムをロール状の写真用の紙に自動的に露 ルム及び紙を処理するものに限る。)及び現像し 写真用又は映画用の自動現像機(ロール状のフィ	九 〇 一 〇 ・ 一 〇		
	のスクリーン 理に使用する機器(この類の他の項に該当するもの			

 九 〇		九〇			
九 〇 ・ 一 三		九 〇 ・ 一 二	+	+	
	九 〇 一 二 ・ 一 〇		九 〇 一 一 ・ 八 〇	九 〇 一 一 ・ 二 〇	九〇一 一 ・ 一 〇
ものを除く。)、レーザー(レーザーダイオードを液晶デバイス(より特殊な限定をした項に該当する	顕微鏡(光学顕微鏡を除く。)及び回析機器	顕微鏡(光学顕微鏡を除く。)及び回析機器	その他の顕微鏡	は顕微鏡投影用のものに限る。)その他の顕微鏡(顕微鏡写真用、顕微鏡映画用又	双眼実体顕微鏡
	は、 LVC四十パーセント R H		は、 LVC四十パーセント ス	は C T S H ーセント 又	は 、 L V C 四十パーセント 又

	九〇・一四				
九 〇 一 四 ・ 一 〇		九〇一三・八〇	九〇一三・二〇	九〇一三・一〇	
羅針盤	羅針盤その他の航行用機器	その他の機器	レーザー(レーザーダイオードを除く。)	部の機器の部分品として設計した望遠鏡武器用望遠照準器、潜望鏡及びこの類又は第一六	該当するものを除く。) 除く。)及びその他の光学機器(この類の他の項に
は、 L V C T S H H ン ト ス		は、 LVC四十パーセント ス H	L V C 四十パーセント C T S H	は、 LVC四十パーセント ス H	

		九 〇 ・ 五		
九〇一五 - 二〇	九 〇 一五 ・ 一 〇		九〇一四・八〇	九〇一四・二〇
経緯儀及び視距儀	測距儀	用の機器(羅針盤を除く。)及び測距儀洋測量用、水理計測用、気象観測用又は地球物理学土地測量(写真測量を含む。)用、水路測量用、海	その他の機器	空中又は宇宙の航行用の機器(羅針盤を除く。)
は、 LVC四十パーセント ス H	は、 LVC四十パーセント ス H		L V C 四十パーセント C T S H	L V C T S H H レ レ C 四 十 パ ー セント ス

	九 〇 ・ 一 七			
九〇一七・一〇		九〇一五・八〇	九〇一五・四〇	九〇一五・三〇
写図台及び写図機械(自動式であるかないかを問	この類の他の項に該当するものを除く。)ば、ものさし、巻尺、マイクロメーター及びパス。尺及び計算盤)並びに手持ち式の測長用具(例え機械、パントグラフ、分度器、製図用セット、計算製図機器、けがき用具及び計算用具(例えば、写図	その他の機器	写真測量用機器	水準器
LVC四十パーセント又		は、 CTSH H	LVC四十パーセント又 CTSH	L V C 四十パーセント C T S H

	九 〇 ・ 一 八				
九〇一八・二〇		九〇一七・八〇	九〇一七・三〇	九〇一七・二〇	
紫外線又は赤外線を使用する機器	の医療用電気機器及び視力検査機器を含む。)医療用又は獣医用の機器(シンチグラフ装置その他	その他の機器	マイクロメーター、パス及びゲージ	その他の製図機器、けがき用具及び計算用具	わない。)
L V C 四十パーセント又		は、 LVC四十パーセント ス	L V C 四十パーセント C T S H	は、 LVC四十パーセント ス H	C T S H

九 〇 - 二 二					
	九〇一八・三九	九〇一八・三二	九 〇 一 八 ・ 三 一		
のを含むものとし、医療用又は獣医用のものである使用する機器(放射線写真用又は放射線療法用のもエックス線、アルファ線、ベータ線及びガンマ線を	その他のもの	金属製の管針及び縫合用の針	注射器(針を付けてあるかないかを問わない。)	らに類する物品	
	は、 CTSH H レレC四十パーセント又	は、 CTSH H レレC四十パーセント又	は、 CTSH H レレC四十パーセント又		C T S H

九〇二二 	九〇二二・一三	九 〇 二 二 ・ 一 二		
る。) その他のもの(医療用又は獣医用のものに限	その他のもの(歯科用のものに限る。)	コンピュータ断層撮影装置	医用のものであるかないかを問わない。)射線療法用のものを含むものとし、医療用又は獣エックス線を使用する機器(放射線写真用又は放	エックス線の発生機 他これらに類する物品及びエックス線管その他のかないかを問わない。)、高電圧発生機、制御盤、
は、 L V C T S H ー セント 又	は、 LVC四十パーセント ス H	は、 LVC四十パーセント ス H		

九〇二二・三〇	九〇二二・二九	九〇二二・二二		九 〇 二 二 ・ 一 九
エックス線管	その他の用途に供するもの	医療用又は獣医用のもの	かを問わない。) おのとし、医療用又は獣医用のものであるかない器(放射線写真用又は放射線療法用のものを含むアルファ線、ベータ線又はガンマ線を使用する機	その他の用途に供するもの
LVC四十パーセント又	LVC四十パーセント又 CTSH	LVC四十パーセント又 は、 TSH		L V C 四十パーセント C T S H

九 〇 ・ 二 五			九〇・二四	
	九〇二四・八〇	九〇二四・一〇		
い。)並びにこれらを組み合わせた物品球湿度計(記録装置を有するか有しないかを問わなスイドロメーター、気圧計、湿度計及び乾湿ハイドロメーターその他これに類する浮きばかり、	その他の機器	材料試験機(金属を試験するものに限る。)	試験するものに限る。)	
	L V C 四十パーセント C T S H	L V C 四十パーセント C T S H		C T S H

	機器を除く。)○・一五項、第九○・二八項又は第九○・三二項のマノメーター及び熱流量計。第九○・一四項、第九○・一又は検査用の機器(例えば、流量計、液位計、液体又は気体の流量、液位、圧力その他の変量の測		九 〇 ・二 六	
は、 LVC四十パーセント ス H	その他の機器	九〇二五・八〇		
は、 LVC四十パーセント ス H	その他のもの	九〇二五・一九		
は、 LVC四十パーセント ス H	液体封入のもの(直読式のものに限る。)	九 〇 二五 ・ 一 一		
	合わせたものを除く。) 温度計及びパイロメーター(その他の機器と組み			

九 〇 ・二 七			
	九〇二六・八〇	九〇二六・二〇	九〇二六・一〇
びミクロトーム びミクロトーム の測定用又は検査用の機器(露出計を含む。)及 る性質の測定用又は検査用の機器、熱、音又は光の る性質の測定用又は検査用の機器、熱、音又は光の る性質の測定用又は検査用の機器(例えば、偏光	その他の機器	圧力の測定用又は検査用のもの	液体の流量又は液位の測定用又は検査用のもの
	LVC四十パーセント又は、 CTSH	LVC四十パーセント又 は、 CTSH	LVC四十パーセント又 は、 CTSH

 九〇二七・八〇	九〇二七・五〇	九〇二七・三〇	九〇二七・二〇	九〇二七・一〇
その他の機器	用するものに限る。)	視光線又は赤外線を使用するものに限る。) 分光計、分光光度計及び分光写真器(紫外線、可	クロマトグラフ及び電気泳動装置	ガス又は煙の分析機器
 L V C 四十パーセント又 は、 T S H	は、 LVC四十パーセント ス H	は、 LVC四十パーセント ス H	は、 LVC四十パーセント ス H	L V C 四十パーセント C T S H

九 〇 二 九				九〇・二八
	九〇二八・三〇	九〇二八・二〇	九〇二八・一〇	
五項のものを除く。)並びにストロボスコープ計及び回転速度計(第九〇・一四項又は第九〇・一離計、歩数計その他これらに類する物品並びに速度積算回転計、生産量計、タクシーメーター、走行距	電気用計器	液体用計器	ガス用計器	気体用、液体用又は電気用の積算計器及びその検定
	L V C 四十パーセント C T S H	L V C 四十パーセント C T S H	は、 L V C 四十パーセント ス	

		九 〇 ・ 三〇		
九〇三〇・二〇	九〇三〇・一〇		九〇二九・二〇	九〇二九・一〇
オシロスコープ及びオシログラフ	電離放射線の測定用又は検出用の機器	の測定用又は検出用の機器の測定用又は検出用の機器です。)及びアルファ線、ベータ線、八項の計器を除く。)及びアルファ線、ベータ線、の電気的量の測定用又は検査用の機器(第九〇・ニオシロスコープ、スペクトラムアナライザーその他	速度計、回転速度計及びストロボスコープ	距離計、歩数計その他これらに類する物品積算回転計、生産量計、タクシーメーター、走行
は、 し レ C 四 + パ ー セント 又	は、 L V C 四十パーセント ス		L V C 四十パーセント又 C T S H	L V C 四十パーセント又 C T S H

九〇三〇・三九	九〇三〇・三三	九〇三〇・三二	九〇三〇・三一		
その他のもの(記録装置を有するもの)	その他のもの(記録装置を有しないもの)	マルチメーター(記録装置を有するもの)	マルチメーター(記録装置を有しないもの)	その他の機器 電圧、電流、抵抗又は電力の測定用又は検査用の	
は、 L V C T S H H ン ト ス	は、 LVC四十パーセント ス H	は、 LVC四十パーセント ス H	は、 LVC四十パーセント ス H		C T S H

九〇・三一					
	九〇三〇・八九	九〇三〇・八四	九〇三〇・八二		九〇三〇・四〇
測定用又は検査用の機器(この類の他の項に該当す	その他のもの	その他のもの(記録装置を有するものに限る。)	は検査用の機器 半導体ウエハー又は半導体デバイスの測定用又	その他の機器	計) 計) 計)
	L V C 四十パーセント C T S H	は、 LVC四十パーセント ス H	は、 LVC四十パーセント ス H		は、 L V C 四十パーセント ス H

九〇三一・四九	九〇三一・四一		九〇三一・二〇	九〇三一・一〇	
その他のもの	用の機器バイスの製造に使用するものに限る。)の検査機器及びフォトマスク又はレチクル(半導体デ半導体ウエハー又は半導体デバイスの検査用の	その他の光学式機器	テストベンチ	釣合試験機	るものを除く。)及び輪郭投影機
は、 LVC四 +パーセント ス	は、 L V C T S H H ー セント ス		は、 LVC四十パーセント ス H	は、 L V C 四 + パーセント 又	

				第九一類	
			九 一 ・ 一		
九 一 一 ・ 八 〇	九 一 一 一 ・ 二 〇	九 一 一 ・ 〇			九〇三二・八九
その他のケース	銀をめっきしてあるかないかを問わない。) ケース(卑金属製のものに限るものとし、金又は	のに限る。)	携帯用時計のケース及びその部分品	時計及びその部分品	その他のもの
は、 LVC四十パーセント R H	は、 LVC四十パーセント R H	は、 LVC四十パーセント ス			L V C T S H H ント ス

	九 ・ 三		九 一 一 二
九 一 三 ・ 九 〇		九 一 二 ・ 二 〇	
その他のもの その他のもの、金又は銀をめっきしてあるかないかを問わない。)を除く。	の部分品	ケース	並びにこれらの部分品するケースでこの類のその他の物品に使用するもの時計(携帯用時計を除く。)のケース及びこれに類
C C		は L V C T S H H レ レ レ C 四 十 パ ー セン ト 又	

をター (立日 九木 Ц 「ラナレ素ズ Ì 第十7米ごで

			第 九 四 類
		九 四 ・ 〇 一	
九四〇一・二〇	九四〇一・一〇		
自動車に使用する種類の腰掛け	航空機に使用する種類の腰掛け	ものを除く。)及びその部分品るかないかを問わないものとし、第九四・〇二項の腰掛け(寝台として兼用することができるものであ	家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、 レハブ建築物
は、 LVC四十パーセント ス H	L>C四十パーセントマ は、 CTSH		

	九四	九 四		九四	九四
	九 四 〇 一 ・ 五 九	九四〇一 ・五一		九 四 〇 一 ・ 四 〇	九四 〇 一 ・ 三〇
その他の腰掛け(木製フレームのものに限る。)	その他のもの	竹製又はとう製のもの	の腰掛けとう、オージア、竹その他これらに類する材料製	を除く。) 限るものとし、庭園用又はキャンプ装具用のもの腰掛け(寝台として兼用することができるものに	限る。) 限る。)
	は、 L V C T S H H ーセント ス	L V C 四十パーセント C T S H		は、 L V C T S H H ーセント ス	は、 LVC四十パーセント ス H

九四〇一・八〇	九四〇一・七九	九四〇一・七一		九四〇一・六九	九四〇一・六一
その他の腰掛け	その他のもの	アップホルスターのもの	その他の腰掛け(金属製フレームのものに限る。)	その他のもの	アップホルスターのもの
LVC四十パーセント又	は 、 L V C 四十パーセント 又	は 、 L V C 四十パーセント 又		は、 LVC四十パーセント ス	L V C 四十パーセント C T S H

		九四・〇三	九 四 • 二		
九四〇三・二〇	九 四 〇 三 ・ 一 〇			九四〇一・九〇	
その他の金属製家具	事務所において使用する種類の金属製家具	その他の家具及びその部分品	これらの部分品 これらの部分品 これらの部分品	部分品	
は、 L V C 四 +パーセント ス	は、 LVC四十パーセント ス H		は に C C C C C L V C 四 十 パーセント 又	C C	は、 C T S H

九四〇三・七〇	九四〇三・六〇	九四〇三・五〇	九回〇三・回〇	九四〇三・三〇
プラスチック製家具	その他の木製家具	寝室において使用する種類の木製家具	台所において使用する種類の木製家具	事務所において使用する種類の木製家具
は、 L V C T S H H ン ト ス	は、 L V C 四十パーセント ス	L V C 四十パーセント C T S H	L V C 四十パーセント C T S H	は、 LVC四十パーセント ス H

九 四 ・ 〇 四	<u></u>	<u></u>	
	九四〇三・八九	九四〇三・八一	
<b>寝具その他これに類する物品(例えば、マットレ</b> ポート	その他のもの	竹製又はとう製のもの	に類する材料を含む。)製の家具その他の材料(とう、オージア、竹その他これら
	は、 LVC四十パーセント ス H	は C T S H ー セント 又	

ーニ項までの各項、第五一・一三項までの各項、第五一・一一項から第五二・CC(第五○・○七項、第	その他のもの	九 四 〇 四 ・ 九 〇	
は、 CC CC LVC四十パーセント又	寝袋	九 四 〇 四 ・ 三 〇	
C C	その他の材料製のもの	九四〇四・二九	
C C	もの(被覆してあるかないかを問わない。)セルラーラバー製又は多泡性プラスチック製の	九四〇四・二一	
	マットレス		
L V C 四十パーセント又 C C	マットレスサポート	九四〇四・一〇	

は、 L T S H ーセント 又	る種類のものを除く。) 式照明器具(公共の広場又は街路の照明に使用す シャンデリアその他の天井用又は壁掛け用の電気	九 四 〇五 ・ 一 〇		
	該当するものを除く。) 該当するものを除く。)並びに光源を据え付けたイ た及びスポットライトを含むものとし、他の項に これらに類する物品及びこれらの部分品(他の項に うンプその他の照明器具及びその部分品(サーチラ		九 四 ・ 〇 五	
<ul> <li>三・○九項から第五三・一</li> <li>三・○九項から第五四・○八項又の変更を除く。)(布団に 限る。)</li> <li>てTH(布団を除く。)(布団に 用る。)</li> </ul>				

	九四〇五・六〇	九四〇五・五〇	九四〇五・四〇	九四〇五・三〇	九四〇五・二〇
	の他これらに類する物品	非電気式のランプその他の照明器具	するものを除く。)	クリスマスツリーに使用する種類の照明セット	<b>電気式ランプ</b>
_	L V C 四十パーセント C T S H	は、 LVC四十パーセント ス H	は、 LVC四十パーセント ス H	は、 L V C 四十パーセント ス	L V C 四十パーセント又 C T S H

	により得た製品を含む。) 九六・〇一 たいの一 により得た製品を含む。) たいの町、角、枝角、さん	第九六類 雑品	九四・〇六         九四〇六・〇〇         プレハブ建築物
品並びに硬化させてないゼラチン(加工したものにでリングペーストから製造したものに限る。)、成形品、彫刻品及び細工造したものに限る。)及び製品(これらの材料から製植物性又は鉱物性の彫刻用又は細工用の材料(加工	9のに限るものとし、 10に限る。) 及び製品 14、角、枝角、さんご		μ <b>ν</b>
に 工 他 モ 品 製 工 は C C C C C C C C C C C C C	成 ( は 、 形 こ 細 真 C C		LVC四十パーセント又 CC

九六・〇六	九六・〇五	九六・〇四	九六・〇三	
	九六〇五・〇〇	九六〇四・〇〇		
モールドを含む。)並びにボタンのブランクびプレススタッド並びにこれらの部分品(ボタンボタン、プレスファスナー、スナップファスナー及	しくは衣服の清浄用のものに限る。) トラベルセット(化粧用、洗面用、裁縫用又は靴若	手ふるい	ラースクイージーを除く。) ラースクイージーを除く。) ラースクイージーを除く。) ラースクイージーを除く。) して使 して使 してした してした してした してした してした してした して <pして< <="" td=""><td>及び硬化させてないゼラチンの製品</td></pして<>	及び硬化させてないゼラチンの製品
は、 L C C C C C C C C C C C C C	C C	は、 LVC四十パーセント C C	は C C C C U U C U U U U U U U レ レ レ レ レ レ レ レ レ レ レ レ レ	

ホルダー並びにこれら にペンシルホ は、 に に に に に に 、 、 し 、 に 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	ルダーその他これらに類するホルダー並びにこれら 部分品 部分品 がールペン、フェルトペンその他の浸透性のペン、 がールペン、フェルトペンその他の浸透性のペン、 がりん の他これらに類するホルダー並びにこれら	九 六 〇 七 ・ 二 〇	九 六 ・ 〇 八	
	その他のもの	九六〇七・一九		
たもの	卑金属製の務歯を取り付けたもの	九六〇七・一一		
	スライドファスナー			
分品	スライドファスナー及びその部分品		九六・〇七	

		九六・一三	九 六 ・ 〇 九	
九六一三・二〇	九六一三・一〇			
でガスの詰替えができるものに限る。) 携帯用ライター(ガスを燃料として使用するもの	でガスの詰替えができるものを除く。)	及びその部分品(着火石及びしんを除く。)かないか又は電気式であるかないかを問わない。)たばこ用ライターその他のライター(機械式である	チョーク、、クレヨン、鉛筆のしん、パステル、図画用の、「、クレヨン、鉛筆のしん、パステル、図画用鉛筆(第九六・〇八項のシャープペンシルを除	第九六・○九項の物品を除く。)の部分品(キャップ及びクリップを含むものとし、
L V C 四十パーセント又 C T S H	L V C 四十パーセント又 C T S H		は に て い し し て の 四 十 パ ー セント 又	

		C ` T S H	
第一一部注	部注釈(第五〇類から第六三類まで)		
注 釈 1	第五〇類から第五五類までの各類及び第六〇類の適用上、浸染し、	又はなせんする工程について	
は、	は、以下の二以上の作業を伴わなければならない。		
(1)	(1) 抗菌防臭加工		
(2)	(2) 防融加工		
(3)	(3) 防蚊加工		
(4)	<ul><li>(4) 抗ピル加工</li></ul>		
(5)	(5) 帯電防止加工、制電加工		

九六一三・八〇

その他のライター

LVC四十パーセント又

(6)

しわ加工

(19)	(18)	(17)	(16)	(15)	(14)	(13)	(12)	(11)	(10)	(9)	(8)	(7)
難燃加工	エメリ加工	エンボス加工	イージーケア加工	消臭加工	蒸じゅう、デカタイジング	防しわ加工	圧縮収縮仕上げ	カレンダ仕上げ	抜蝕加工、オパール加工	バフ加工	ブラッシング	漂白

(32)	(31)	(30)	(29)	(28)	(27)	(26)	(25)	(24)	(23)	(22)	(21)	(20)
リラックス処理	芳香加工	減量加工	オーガンジ加工	はつ油加工	透湿防水加工	モアレ仕上げ	縮じゅう	制菌加工	マーセライズ加工	液体アンモニア加工	発泡なせん	植毛、フロック加工、

電着加工

(45)	(44)	(43)	(42)	(41)	(40)	(39)	(38)	(37)	(36)	(35)	(34)	(33)
はっ水加工	防水加工	吸水加工	ウオッシュ・アンド・ウェア加工(W&W加工)	UVカット加工	防ダニ加工	ストレッチ加工	ソイルリリース加工(SR加工)	ソイルガード加工(SG加工)	防縮加工	せん毛、シャリング	シュライナ加工	リップル加工

注 釈 2

(48)

(46) ウェットデカタイジング

防風加工

(47)

針布起毛

,		2
Ĺ	ついて適用される規則は、	第六一
Щ	7	<b></b> 舟 六
ヨ該	滴	
虛	用	暂
成	さ	か
部	れ	6
分	る	第
当該構成部分は、	規	$\overline{\underline{\mathbf{\Sigma}}}$
	川	二
当	12	類から第六三類までの各類の産品が原産品であるか否かを決定
<b></b> 夜 産	当	で
<u>/</u> 生、 品	該	$\mathcal{O}$
に	産	各
係	品	類の
る	()) 月月	()) 幸幸
規	) ) ) )	)生 品
則	当該産品の関税分類を決定する構成部分に	が
(⊂ /=→	類	原
止め	を	産
の ろ	決	
Č	定	で
Ť	g Z	める
С	る構	るか
に	成	~否
基	部	か
つ	分	を
く	に	決
加目	う	正十
を	7	定するに当たり、
満	D D	
た	み	当
さ	適	た
ない	用	り
けっ	さ	
当該産品に係る規則に定めるCTCに基づく規則を満たさなければならな	ついてのみ適用されるものと	当該産品に
なな	い よ	<b>必</b> 産
5	の	
な	と	に

 $\mathcal{V}_{o}$